

平成20年度 第4回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成21年1月26日(月)

13:30~

場 所 県庁 特別会議室

1. 開 会

事務局(中山主任専門指導員)

ただいまより、第4回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、技術管理室の中山と申します。よろしく申し上げます。

まず、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。資料-1、何枚かのつづりの1、それから1枚紙の資料-2、それと1枚紙の資料-3です。ない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは次第により進めさせていただきます。はじめに、長野県公共事業評価監視委員会、福田委員長様よりごあいさつをお願いします。

2. あいさつ

福田委員長

皆様、こんにちは。今日が、もしかしたら最終委員会になるかもしれないんですけども、前回、怒涛の審議いただきまして、一応たたき台ということで、メールでもやりとりをいろいろさせていただく中で形となってまいりました。今日、引き続き闊達なご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(中山主任専門指導員)

ありがとうございました。なお、本日は千賀委員さん、高畑委員さんがご都合により欠席されております。また、高木委員さんは遅れて出席されるとのご

連絡をいただいております。

それでは議事に入りたいと思います。福田委員長さん、よろしく申し上げます。

### 3. 議 事

#### (1) 平成20年度長野県公共事業再評価について

福田委員長

それでは早速ですけれども、進行に入りたいと思うんですが、その前に議事録署名委員、ずっと回ってきて、今日、今回は名簿でいうと、平松先生と松岡先生、よろしく願いいたします。

それと、この中身に入る前に、資料 - 2、福江委員さんからご意見をいただきました。こちらのたたき台については3名の方からありまして、それについては、もう大きな修正でなかったのもう既に訂正しているですけれども、それについては、こちらに入るときにご説明いたします。

まず福江さんのほうから質問、ご意見があるので、これは委員全体で考えること、県に回答をもらったりすること、この辺についてご説明いただきたいと思います。福江さん、お願いいたします。

福江委員

福江です。前回参加できませんでしたし、実際に現場に行くこともできませんでしたので、その際に細かな点などはもう既にご説明済みかもしれませんが、ちょっと今回、福田委員長様よりたたき台として意見書をいただきましたので、それを見た上で、意見と質問と書かせていただきました。

実際、私、この委員会自体をなかなか、どういう性格のものなのか理解できずにおりまして、そういった理解、私が理解できていない部分がこの質問や意見にも反映されていますので、県の皆様からご説明をいただきたいと思いますところなんです。

県営林道の2事業について、平成15年度の議事録を見たんですが、全体事業費と縮減費が、今年度の20年度の説明と違っておりました。この違いのご説明

を一度していただきたいということは、まず質問の一つです。既に、もしかしたらご説明済みかもしれませんが、もしよろしければお願いいたします。

あと意見、感想なんですけれども、今回の委員会の見直しの基準ですが、費用対効果というところが最も重点が置かれていたというふうに理解しております。今回、環境面での課題の抽出という意味では、その辺が少し少なかったのではないかというふうに思いました。この中で環境アセスを行っている事業、ない事業あると思いますけれども、実際につくったあとでのその環境へのリスク評価というところを、もう少し基準に盛り込んでもいいのではないかというふうに思いました。

そして、この委員会のその事業の考え方の中に、臨み方の中に、地域住民への配慮と説明、プロセスとの妥当性というような部分がありましたが、そういった意味からなんですけれども、地域への寄与、地域住民への配慮という点では地域住民の意見、これは反対意見も含めてですけれども、具体的にもう少し示していただきたいかったというところ です。

あと、各事業の関連法とその遵守ということで書かせていただきましたが、例えば環境アセス法の基準をクリアしているかどうか。また、県の条例などとの整合性はどうか、ということをご説明いただければありがたいと思われました。既に環境アセス法以前にもう許可を受けている事業がほとんどだとは思いますが、例えばその林道の中で、絶滅危惧種に指定されているような動植物も出てまいりました。その絶滅危惧種に指定されているものに対して、県の環境影響評価法の条例とその整合性があるかどうかという点などをご説明いただければと思います。

あと、その他意見として書かせていただきましたが、監視委員会の権限としてどこまであるのか、私自身理解できておりませんが、ありませんし、このような限られた時間の中で議論する難しさということもありますし、専門的な知識を要するということがありますけれども、最終的にどのような構造物をつくっていくのかというところまで、この委員会で議論する必要がないのか、あるのかというところを教えてくださいたいと思っております。

それと、どの事業においても、事前はもちろんなんですけれども、途中と、あ事後のモニタリングが必要だとは思いますが、例えばモニタリングに

応じて変更がなされる場合もあるのかというところは知りたいところでした。例えばどういうことかといいますと、先ほども言いましたが、絶滅危惧種である、アツモリソウやクマタカが生息しているような林道建設の場所において、例えばモニタリング調査に応じて、例えば林道の場所を変更するというようなことはあるのか、ないのかということです。

以上、ちょっと言葉足らずで申しわけなかったんですけども、よろしくお願ひします。

福田委員長

県から回答をいただく前に、私のほうで少しお答えできるというか、これは答えるとかという話でなくて、皆さんにもそのあと意見を言っていたかと思ふんですけども。

まず最初の質問、これは県道については、県の回答をお願いします。

次の見直し基準ということで、費用対効果からB/C、その部分に非常に置かれていたと理解しているということですけども。ここの部分、環境リスク、これについては、もちろんB/Cなんですけれども、B/Cだけじゃなくて、今回のこの委員会、今年、前年度とかもそうなんです、とりあえず費用対効果だけで本当に、こういう単発の事業で、5年、10年とかという中で評価していったいいものかということで、むしろいろいろな専門家の方に委員会に入っていて、技術面とか、B/Cとか、経済面だけというのではなくて、社会とか人口とか、あとそれぞれの地域におけるまちづくりの観点だとか、景観の観点だとか、環境の観点とかという形で今回は一つの、それでもっと1個の事業が是非でなくて、B/Cの是非ではなくて、それが地域に与えていく影響という点でいろいろな面から見ていこうということで、長野県は、特に全国でも最初でないかと思ふんですけども、委員会の運営のあり方とかを変えてきていると。

ですから、そういう中でいろいろな専門の方が入っているんですけども、この環境面のアセスとか、環境のリスク評価ということになってきますと、この中で全員がそちらのプロというか専門家でないので、そういった視点は特にどの事業だとか、全体でするんだしたら、福江委員さんがその専門という

ことであるならば、逆に出して行って、どんどん、どの事業に対して特にという  
ことを出して、今後、いただいていいのかなと思います。もちろん今回の中  
にも反映していただいていいのかなと思います。出していただいて、初めて意  
見交換できることなので。

次の住民ということですが、これ現地調査では、一応、県との最初  
の中で、現地に住民を呼んでということにはしてございません。一応、この最初  
のこのシートに、住民とどう対応したかということで「継続」、「中止」、「一時  
休止」、いろいろな事業がある中で、県民とどこまでのことで交渉なり、合意な  
り、進んで議論をしているかというのは一応、確認しているんですね。それで  
「中止」に際しても、どういった理由で納得されて、私たちが「中止」がいい  
のではないかということではなくて、住民がどこまで納得して「中止」になっ  
たか。また「一時休止」とかというものについても、委員会としては、もしかし  
たら中止なのかもしれないけれども、住民の間でどういう意見があって中止に  
なっているかというようなことは、現地とか、審議の中で割と細かく聞いてき  
たという中で。

私もコンサルなのでわかるんですけれども、住民との話というのは、1人、  
2人来てもらって聞いても理解し切れるものではなくて、そこには必ず反対、  
賛成の構図があったりとかというのがあるので、現地調査で数回聞いても、と  
いうことなので、これは皆さん、専門、住民に詳しい専門の方もいらっしゃる  
ので、その視点からどこまで納得できたかというのは、聞けるだけ聞いていっ  
たという形を一応とっています。ここに、逆にかなり重視しているところなん  
です。

次のアセス、これも先ほどの問題と同じですね。でも、県に答えていただき  
ます。県の条例との整合性というか、これどういう形でアセス、それぞれこう  
いう中に反映されているかと。この中にも環境に対する配慮とかとありますけ  
れども、もしかしたら福江委員の言われたことがあれになって、今後、環境ア  
セスだとかモニタリング評価とか、そういったものとの関係がどうなっている  
かという、もしかしたら欄を1個設けたほうがいいかもしれませんし、ちょっ  
とその辺も委員会で、県の説明をいただいた中で、委員の皆さんのご意見をい  
ただけたらと思います。

最後のその他の部分ですけれども。まさにこの2つは、県の事務局も、私も、あと委員の皆さんも、だれ一人答え切れる方はいないと思うんです。これはまさに全国で、この公共事業評価監視委員会というのは国の要綱に基づいてつくられているんですけれども、形骸化しているのではないかという意見は、もういろいろ新聞なんかでも、日経なんかでは挙げているんですね。それで、そういう中で、そういう形骸化をやめようということで、私たち長野県の委員会は動き出しているわけなんです。この権限がどこまでということになると、中止とか継続とか、それを最終的に委員会が最大の権限があるとは、私は思っていないんです。思っていらっしゃる方もいるかもしれませんが、私は思っていないんです。それで、最終的にどのような構造物をつくるのか。ごめんなさい、専門的な意見を、だからやるということに対してこのプロセスを踏んで、この判断なり、この考え方なり、この分析なり議論で、県の内部とかとっていいんだろうかということを経験的ないろいろな視点からいって、だめならだめ、丸なら丸と、そして全体として、分かれたら分かれたでいろいろな意見を書いて、専門的にはこんな見方があると。そこはまとめる、そこは強く言える権限はあるんだけど、最終決定とかという形ではないと思うんです。

ただ、ここにある最終的にどのような構造物をつくるかということの議論していないかというか、大いにしてはいいと思うんです。ただ、そこについて全体意見かどうかというのがありますので、全体として構造物はこうあるべきというところまでは、到底、調査なり分析なり、技術的なことも含めてできるぐらいのことではないと思うので、もし提案があれば、個別とかになっていくのかなという、ちょっとイメージは持っています。ここはあとで皆さんにいただきたいところですが、という形です。

そして、その最後のところですが、このモニタリング、これはまさに環境のモニタリングと言われていますけれども。重要なことなんです、委員会としてまとめました。私もこれすごく問題、「おわりに」の部分でもちょっと触れているんですけれども。これきめ細かく分析しましたと、だけど、これを委員会と事務局と県との間でという形で、こういうキャッチボールを繰り返しても果たしてどこまで意味があるんだろうかと、モニタリング評価にも共通してくることなんです、ここで課題としてまとめたり、こういうポイント、今

後進めていくに当たって気をつけてくださいというのがあっても、それがどう  
いう形で反映していくかという、最終的にはモニタリングするのはだれかと  
なったときに、県民、そうしたときに、こういった課題があるんだということ  
はだれが伝えるんだろうと。委員会に県民にワッと呼びかけるのか、それとも  
マスコミさんとかがもっと、浅川のと看だけワッと来て書き立ててくれるので  
はなく、いろいろなこういうことをやっているんだということをやっぱり県  
民に知らせ、課題を1個1個知らせ、こういうのもあるんだみたいなこと  
を書いていただくことにもうちょっと、いろいろな意味でのコミュニケーション  
を図っていく必要があるのかなということで、ちょっとこの「おわりに」を  
まとめたんですけれども、そのようなイメージを持っています。

だから、事業者としての県、委員会、マスコミ、個人でもいいし、県民でも  
いいんですけれども、だれがこういった専門的な視点も含めて、今後ずっと長  
く続いていくものをモニタリングし続けるのかというのが課題かなと。その辺  
は、私の中で書き切れていないので、むしろ「おわりに」とかでどなたかに書  
いていただいてもいいですし、課題として、今回、長野県公共事業監視委員の  
ことを一つのポイントとして世の中に投げる意味で、皆さんのそれぞれの学会  
だとか専門誌とかにも、私は書いてもらってもいいと思うんです、守秘義務の  
問題は県とちょっと調整しまして。そのぐら世の中に投げていい問題かなと  
思っています、大事な問題だと思うんですけれども。

県のほうに回答いただく前に、まず委員の皆さんから、ほかに何かあったら、  
最初にこの福江さんのこれについてご意見なり、自由に言っていたいただければと  
思いますけれども、何かございますか。

### 三木委員

よろしいですか。今の福江委員さんからのご質問の中の、特に私はその他意  
見の監視委員会の権限なんですけれども、これは私どもは議会でもありません  
し、ですから、限られた時間の中で最大限の議論を、それぞれの専門的な知識  
を、すみません、出していただいてやっていくという制約の中でやるよりしよ  
うがないなというふうに思っています。

それから上から2番目の地域住民への配慮云々ということについては、これ

はまた執行機関のほうでそういう意見があれば、率直に出していただくということが大切かなというふうに思います。

環境アセスの関係は、県のアセス条例の関係等がありますから、その条例の対象になるかどうか、そういう対象になった場合には、その環境アセスをクリアしているかどうかというので判断していくということが大事かなと思います。

全体的には、福江委員さんのご意見、感想は極めて基本的な事項でありますので、非常に大切な提言だというふうに思いますけれども。

福田委員長

そうですね。だから、ちょっと県のほうにも回答いただくなりして、あとはちょっと「おわりに」とかでも、最後のその他のところで、これ膨らます可能性もありますし、委員さんの今後の活動、個々の活動にもつながってくると思うので。ちょっとそれあとで回したいと思いますけれども。ほかに何かご意見、ございますか。

平松委員

いいですか。ちょっと私も、そこの権限というのは、前々からずっと議論されていて難しい課題だと思うんですが。やはり限られた時間の中で、いかに全員で審議するかというのが、一番のこの委員会の目的かなというふうに思うんですね。それで、私、再三今まで申し上げたと思うんですが。この委員会というのは、決して技術評価の委員会ではないんだというのをやっぱり念頭に置かないと、どんどん深みに進んでいく。浅川なんて、まさにそうだったんですが。

この委員会の趣旨、ちょっと私、勘違いしているかもしれないんですが、要は、言葉は悪いんだけど、不良債権ですよ、長引いて。その事業が長引いた理由は何なんだろう、本当にやる必要なくたらだと長引いたのか。それとも、やんごとなき理由によって、用地買収ができないとか、そういう理由で長引いたのかで性質が全然違うと思うんです。だからその辺をしっかりと個々の事業で踏まえて、それに基づいて全員で審議すると。その中で、例えば環境問題もしたり、いろいろな問題、技術的な問題も出てくるだろうと。それに対しては、最低限のことは、当然、我々審議しないとだめだし、また、そこから

生じてきた質問に対して、県に投げかけて答えを出してもらおうという手続きなのかなと。決して技術的にこれは必要ないから云々とかという、それを議論する委員会ではないと私は思っているんですが。

その辺どうなんでしょうか。私だけなんでしょうか、そういうふうに思っているのは。

福田委員長

何か意見、ある方はいらっしゃいますか。委員会、ここで、この委員会がどうあるとかという話ではないんですけれども、これ、でもやっていく中で、必ず長野から突破口を開いていくと思うので、多分、全国がそこに陥っていて、技術論でもなければ、確固としたスタンスがないままに出てくる5年、10年、15年とかかかってくるものをちょいちょいと審議して、手弁当でなくまとめているというところは多いと思うんです。自らでまとめていくというところはかなり少ない、かなりというか、ないと思っているんですけれども。私も平松先生の考えにもかなり近いんです。だから福江さんは。

松岡委員

私の場合はそういう専門家というか、そういう部分もありますけれども、ここにずっと生まれて育って、長野県民として生まれて育ってきておりますので、もちろん専門的な角度からの見方もありますけれども。素朴に流域住民なり地域住民として、だんだんどんどん世の中も変わっていったり、いろいろなものが動いてきていますので、その中でどうなんだろうと。素朴に思ったようなことも、県のほうへ県民として投げかけるというか、そんなことも自分の中では一つ持っていました。

それともう一つ、林道のときもそうだったんですが、今の環境アセスメントももちろんそうなんです。もう一つは、私の場合は災害その他もありますし、産業もありますので、質問したときに、できる、できないということは担当の課長さんなり、部局の権限を越えている部分も結構あるかもしれないし、問題点として、しかし、ここでやはり挙げておくというんでしょうか、どうしていくんだろうとか、問題にならないかとか、それは、では議会で話してもらわ

なければだめだとか、いろいろなことはここで挙げていいと。

ただ、それで、ここでできますと言えないようなことも、ここで質問とか提案を出していますので、その辺はあまりこだわらないで、問題点となるところはちゃんと議論をして、県民益につながるようにということやってきたつもりですけれども。

福田委員長

そうですね。多分、同じなんですけれども、ただ、行き詰っている、今のこの委員会の課題が、そうやって挙げてまとめても、ここから先、どこへ行くのか、だれが見るのか、どう説明されるのかというか、そこが行き詰って、この中の、例えば県と委員会だけの二者のやりとりだったらあまり意味がないのかなと。そののところに気づくんですが。

松岡委員

おっしゃるとおりだと思います。ですから、私もほかの委員会も出ていたことがあります、この委員会だけで、テレビが来ているときにしゃべって、パフォーマンスをして帰ってしまう人はそれで結構ですけれども、私も頭につけましたが、私自身がこのところに生まれて育って、孫も育てて、これからそこで死んでいくという中で、現状どうしていくかというのは、日々、こういう大きなレベルでもそうですし、村へ帰った小さいレベルでも、状況に合わせて実践しているつもりです。

そういうことと結びついていかなければ、いくらここでやっても、パンフレットをつくって終わりというのは、県でも市でも終わりだと思いますので。少なくとも地元から来ている皆さんは帰ったら、この県の委員会だけでなく、市であれ村であれ、一個人としても実践につなげてもらえればいいなと。それで啓発活動も通じてやっていっていただきたいと、私はそういうふうに思っていますし、自分でもやるべく努力をしているつもりです。

福田委員長

その課題というのは、もうどうしていくかというのは、今年、来年、今年こ

ういうふうに出たので来年はもうちょっと、このメンバーでやれるのであったらできるかもしれないので、ちょっとそこも、最後に私は踏み込んで考えて、「おわりに」でやりながらいいものをとということを考えると、福江委員さん、今のを聞いて、まだ何かいろいろキャッチボールを。

#### 福江委員

私自身がどういうふうを考えていいのかというのが、この委員会そのものをどういうふうと考えていいのか、ということがなかなかわからずに実は出席していましたので、皆さんのやっぱりこういうような、今おっしゃられたような意見を聞くことで、やっぱり自分の中でももう少し消化するというか、できるようになったかなという気はします。

#### 福田委員長

というか、答え切れる方がいないというのもある、県の皆さんで答えられないと思うんですけれども。要領にはあるんですけれども、そういう話はなくて、だけど、逆にいえば、ここの一人一人がそういうことをきちんと考えて、考える形、考えるという姿勢がないと、やっぱり委員会としては意味がないので。いいご提言をいただいたと思っています。ほかに何かございますか。

#### 石澤委員

乱暴なことを言ってしまうと、一体どんな立場でここに参加しているかと考えてしまうと、自分の意見も言えなくなってしまうんですね。だから思ったことを言って、それに対してどんな答えが返ってくるかということを考えながら参加されるというのも、一つのスタンスかなと。

実は私も去年、一昨年になりますね、突然、第1回目の会議から、すばらしい会議だなと思って参加しているほうですから、参加していくうちにだんだん咀嚼できるのではないかなというふうに思いますけれども。前もって自分が何なのかなと考えてしまうと、やはり袴を着てしまいたいとも言えなくなりますし、自由なスタンスで参加されるのが一番だと思いますけれども。

福田委員長

松岡先生が言った県民の目線というか、それをもってというのが一つかもしれないですね。あとございますか。ほかにございますか。

三木委員

一言だけいいですか。県の職員の方、いらっしゃるんですけども、私も県職員だったから思うんですけども。この委員会というのは、すごくざっくばらんに皆さんに意見出してもらえるんですね。そうすると、職員の人とのやりとりの中から私が学ぶこともありますし、多分、職員の方も皆さんの意見を聞かれて学ぶことがありますので、そういう面のやりとりというのが極めて大事だと思うんです。事務局でつくったものをそのまま承認するのではなくて、手づくりでこういうふうに行っていくというのが、お互いに、たとえマスコミの人がいなくても、それ自身が私の勉強にもなるし、多分職員の人にも、感じられるところがあるという意味で、この委員会というのは、石澤委員さんおっしゃるように、自由に物を言うということが大前提だと思いますね、それぞれの考え方で。

福田委員長

そうですね。最初、県の事務局の方とやったときには、記憶にあると、反応が返ってこないぐらいに何か委員さんが高いところにいる、県の方はそういう、あまり反応も意見も言わないぐらいの感じの風潮がちょっとあった気がするんですけども。もう、県か委員会かなんていう議論、委員会だったら2つ、3つ分かれてもいいわけだし、という形でやっていきましょうということに、この前のメンバー、去年のメンバーとかをちょっと変えていったのがあるんです。県の方に対して、そんな説明できなかつたらもっと説明できるような、どういう形のという、いろいろな委員がいろいろなところでやっているようなことをまた言ったりとか、そういういろいろな細かなこと、大きなことをキャッチボールしていくというようなことがあったので、そういう形だと思います。すごく県との間では、それで特にいえば、こういう委員会とかで委員長に渡されるシナリオみたいなものもといってもないんです。だから本当に、ちょっと私

は勝手にやってしまうんですけれども、シナリオとかが用意されている委員会とは全く違うということですね。

ほかによろしいですか。それでは県のほうに、今、福江委員さんから出たこの質問で、この事業費、林道の2事業についてというところの事業費の関係と、あと条例、アセス条例とか、そういったところをクリア、どういう形で整合を図っていった、ここには書いていないんですけれども、どういう形で反映させているか。その2つについて、ちょっと答えていただけますか。

信州の木振興課 中島担当係長

林務部、信州の木振興課林道係、担当係長の中島と申します。本日、課長、所用により欠席しておりますので、私、代理で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それで、福江委員からのご質問について、まずお答えさせていただきますが。資料 - 2 で、長谷高遠線と高森山線ということで比較をさせていただいておるところでございますが。長谷高遠線についてはそのとおり、平成15年度の再評価での減額されたお金が、今回の全体事業費という形で計画されているということになるかと思うんですが。

高森山線につきまして、金額が数字に合わないというご質問でございます。これは実をいいますと、高森山線、平成15年度のときには、延長をかなり切って短くして、評価結果を受けまして対応したという経過がございます。林道の計画、特に県営林道のように長期の計画のものにつきましては、いわゆる建設部さんのほうでやられている道路の事業のように、平らな場所の計画ではないものですから、全線を最初に測量設計して計画額を決めると、そういった手法がまず取れないということが一つ前提にございまして。延長が固まっていった最終的なところが見えてきたところで、最後にどうしても事業費の増減が出てしまうということが一つございます。あとは、事業を実施していく中で、当初想定していました地質等の状況が大きく変わることがございます。それによって対策をとる工法が変わってきまして、いわゆる開設単価等が大きく変更することがございまして、この高森山線につきましては、平成19年度の計画時点で増額変更をしております。そういった結果で、平成15年度の再評価結果と今回

の全体計画額との整合性がないということになっております。

それと、あとはアセスメントの関係でございますけれども。ちょっと正確なことで申し上げられなくて申しわけございませんが。基本的に、現在、審議していただいています県営の路線につきましては、アセスメントの対象箇所という形にはなっていないというふうに認識しております。条例等の前から事業をやっていたという形で、そういう形になっているかと思われま。

あとモニタリング、猛禽類等のモニタリング等によりまして、その林道の線形を変えるとか、そういったことがあるかということでございますが。できるだけ、やはり線形というのは一番有利な、経済的な線形を選択して開設しているものですから、できるだけ変えたくないわけですが、どうしてもそこで変えざるを得ない状況であれば、変えることもあります。ただし、猛禽類の場合は、繁殖期間、営巣期間、そういった一番、神経を使う時期の開設工事等を休止しまして、猛禽の繁殖に影響のない時期を選んでの施工という形をとることが、多くやらせていただいております。

あとは希少植物等の関係ですけれども、これにつきましても、その情報をつかんだ時点で、地元や地元の識者等と相談をしながら、一番いい方法がどういう方法がいいかということをお話しながら工事の対応をしているところでございます。なかなかそういった希少植物につきましては、生息の範囲が明らかになってしまいますと、逆に盗掘の対象になってしまうということもございまして、ちょっと、情報公開的にはなかなかできない部分が多いのが実情でございます。私からは以上で説明を終わらせていただきます。

福田委員長

福江さん、何かありますか。

福江委員

どうもありがとうございました。希少、絶滅危惧種に指定された動植物にしましては、環境部の自然保護課が担当されているかと思っておりますけれども、そういうほかの課との協議をされた上で、実際に実行されていっていらっしゃるのでしょうか。

信州の木振興課 中島担当係長

現地機関におきましても、現地機関の地方事務所の林務課と環境課ですか、密な連携をとって事業を実施しております。

福田委員長

よろしいですか。ではこの問題につきましては林道のところで、例えばその環境部との連携の話だとか、ちょっとこれ全体で書くとか、あと福江委員さんに個人意見としてちょっと個別に、もう少しコンパクトにまとめてもらうとか、そういったことは林道のところでもう一回、出していきたいと思います。

とりあえず、このいただいている資料 - 2 について、皆さんで、ほかに何か委員の皆様から一言、何か言っておきたいということはございますか。

手塚技術管理室長

それではちょっと事務局のほうから、今の環境アセスメントの県の条例との関係ですが。長野県環境影響評価条例というのがございまして、それに各事業ごとにその対象が決まっております。例えば道路の新設ですと、一般国道、県道等は4車線以上、かつ長さが7.5キロ以上。それから一般国道、県道、林道等では、2車線以上、かつ森林の区域等の長さが10キロ以上、それから、ダム事業につきましては、森林区域との水面面積30ヘクタール以上等、そういう基準が決まっております。今回提案というか、対象となっている事業につきましては、いずれも該当しておりません。

石澤委員

すみません。今の基準、何か文字でいただけませんか。

福田委員長

ほしいですね、私もそう思いました。では回覧していただけますか、勉強になります。

手塚技術管理室長

それでは、焼いてお配りいたします。

福田委員長

そうですね。委員会というか、委員一人、私もそうですけれども、今みたいな話があれば、1個1個こういうのであるんだなということを、これまた情報交換できるだけでも全然違うので、今の話、すごくよかったですけれども。

ほかに何かございますか。福江さん、よろしいですか。

福江委員

長野県の環境影響評価条例の対象事業ですけれども。例えばこの対象事業に入らない場合、何度も申しわけありませんけれども、希少野生動植物があった場合はどうするかというあたりはどうなのでしょう。この対象事業に入らなくても、希少野生動植物がある場合はアセスメントを行うとか、条例の中でそういうことは含まれるのでしょうか。

手塚技術管理室長

環境影響評価条例の対象事業に当てはまれば、環境アセスメントを実施するというので、この基準に当てはまらない事業につきましても、事業を行うに当たっては、当然、環境への配慮というようなことを配慮しながら事業を実施するというので実施しております。

福田委員長

高木先生、いらっしやいましたね。環境の評価関係の審議とかあっちのほうとかで、こういう話というのは関係ありますか、ないですか。

高木委員

もちろん希少動植物に指定されているようなものに関しては、それは、こっちは全然、別の問題として規制がかかってきますから対象になります。

それで、そのアセスメントのほうにも引っかけられないし、レッドデータブッ

クにも載っていないようなもので、例えばその愛好家のような方から何か出てきたときにどうするのかは、私にはちょっと想像もつかない。当然、だから規制の対象になっているものは明らかになっているので、それは別にアセスメントのほうに引っかからなくても絶対大丈夫だとは思いますが。

福田委員長

主として環境だという網を張ってやっているんですか、これ事業単位ではなくて。だから、そういった事業とどうリンクしているかは、多分リンクしていますと、こっちは主としてやっている部分と、事業としてといったときに、現場のその現場事務所とか、環境部の環境課のほうとでリンクしているという説明があったので。一応、その危惧種とか長野県で指定になっている部分ではかなり慎重にされていると、私も認識はしているんですけども。かなり細かくやっています、環境の審議委員会のほうでも。

平松委員

どうなんですか、私はちょっとよくわからないんですが。環境影響評価法、親法がありますね。あれ何年か前にできたんですが、かなり厳しい法律ですよ。県の担当の方と地域住民を巻き込んですごく労力を要しますよね、事前評価、事後評価、あとまた住民の意見をどう反映させていくかというので、すごく長引くと思うんですが。それはやっぱり大面積開発とかというのを前提に考えると、やむなしというふうに思うんですが。個々のスポット的なそういう事業に関しては、それをやってしまうともう何もできない。お金と時間だけかかって何も動けないというのが現状だと思うんです。

それで例えば、これ私、常々思っているんですが、例えば絶滅危惧種があったと、それを何とか守らなくては、それは大いに賛成なんです。絶滅危惧種、そこだけにいるのかというのが、よく、私、携わっている砂防事業なんかでも、その工事しようとするところに絶滅危惧種がいるんだけど、あっちにもこっちにもいるじゃないかと、そういう判断をどうするのかと。その辺は、もう結局イエスの人とノーの人、いつまでたっても話がかみ合わないというのが、最終的に私の出した結論なんです。

だから、要は何のための事業なのかというのを真摯に考えて、それが例えば動物さんのためなのかと、そういう事業を県がやっているんですかと、国がやっているんですかというのをやっぱり問いただして、違うと、国民、県民のためにやっているんだという事業であるならば、ある程度のところは、それは当然環境に配慮するんだけど、大面積でない限り、少々はやむなしというふうに私は思っているんですが。

その辺ちょっと、今、環境影響評価法に引っかかっている事業というのは幾つぐらいあるんですか。

手塚技術管理室長

林務とかはありますか、河川もないですか、道路もないですね。高速とか高規格とか。県として、この条例でやっているのは、今、林務とか河川もないと。あと道路関係は、直轄でやっている高速とか高規格道路関係が該当している、対象となってやっているということです。

平松委員

わかりました。何か基準が、先ほど説明されたんですが、結構やっているのかなと。あまりそれやっている県が少ないので、わかりました、大体様子がかめました。

手塚技術管理室長

でもこの条例によるアセスでなくても、各事業で必要に応じて配慮はしていますし、必要に応じて委員会等を開いてやっているという状況です。

平松委員

個々に対応しているということですね。わかりました。

手塚技術管理室長

個々に対応しています。

福田委員長

だから、今後というか、来年あたりまたこの形で、この委員会のメンバーという形になると、例えばこの環境体制の配慮というところに、そこがあるところは書いていただくとか、ちょっとその辺があるし、また福江委員さんとかは環境の面でその辺に、あとはこのシートを少し改善も含めて、こういった視点からも重要ということは、ちょっと言い続けていただくというか、いろいろ逆にご指摘いただいでいくということかなと思います。今回もこの中で、まとめる必要があるところは、福江さんにもどんどん指摘いただきたいと思います。今日、1個1個また見ていきますので。

ほかに何か、この資料 - 2 についてございますか、県のほうとかもありますか。それではないようですので。

では、たたき台、長野県公共事業再評価案の案について、資料 - 1 についてのところを見ていきたいと思います。

まずこの中身については、3名の方から私のほうに直接いただいて、大きなところじゃなかったのもうそれを直した形で用意しました。まず7ページ目、天竜川ですけれども。前のところには、この の県案に対する審議結果というところにいるいろいろな課題、いろいろ天竜川上流部と下流部で管轄が違つかという問題によって起きることとかがあったんです。そういう中で「一時休止」ということなんですけれども。県の事業の時期についてもいつまで「一時休止」かもが明確でないという中で、また県独自で、では他に打てる対策とかもないところの中で、本委員会がどうしていいかという案が出せるわけが、国に対してどうしたらいいとか、県でどうしたらいいかという状況にないから「一時休止」これを妥当と判断すると。説明文が必要ということであって、こういう状況にないという中でそれがあったんですけれども。

その中で県も、でももっとしっかり説明しないと委員会もわからないとか、私はまだこれ2行書き続けていたんですが、妥当と判断するというので、これ以上ほかの事業と、ここだけ特に追求したいようなことを書いていたので、その2行は要らないのではないかとということがあったので、確かにそうだと、ここだけちょっと、私、相当思い入れがあったので書いたんですけれども、そこは削除いたしました。

そして次の9ページです。松代、これはちょっと編集上、私、間違えて消して送ってしまって、あとから皆さんのところへ届いたと思うんですが。ここで石澤先生からございまして、事業推進上の のところ、このときに、「山寺邸宅からこの神社にかけての」というところから「神田川の護岸については」、それ1行ですね。「従来からの地区の景観計画」が、これがないと、その2行について手を加えていただきました。詳細にこういうのが入りながら、ちょっと詳しく書き込んでいただいたという形です。9ページ、直していただきました。

最後13ページですけれども、これは千賀先生からいただいて、今日ご欠席されていますけれども、ここの部分はちょっとさらに膨らませたいということで、基本的には私のほうで書いたもの、全然変わっていないんですけれども、それを相当いい形でブラッシュアップしていただいたということです。

これ「おわりに」は、まさに先ほど福江委員さんのほうから出していただいたものの、今後どう説明していくんだらうとか、本当に自立的に運営すればいいけれども、この二者、県とのキャッチボールだけでいいんだらうかという話も含めて、今後だれが見ていくんだということも含めて、そこは、だからちょっと時間があれば、また「おわりに」のところを審議したいと思いますので、千賀先生がもう手を加えてブラッシュアップいただいたということで、この3つはもう直してきてしまいました。特に大きく変わっているところは全くないです。ということで、1ページ目に戻っていただきたいんですけれども。

### 三木委員

委員長、ちょっとよろしいですか、すみません。ちょっと私、2時半に失礼させていただきますが、ちょっとお願いなんですけれども。

私、これ8ページなんですけれども。大変申しわけないんですけれども、8ページの松川なんですけれども。前段はこれで結構なんですけれども、地元なものですから特にちょっとお願いしたいのは、1)で、「そうした整備の効果があって、流域における災害への安全性が高まり、現時点では整備の緊急性及び重要性が低いとされること」と書いてあるんですが、この、なぜその緊急性なり重要性が低いかというのをもう少し具体的に書いてもらえばありがたいなと・・・下から6行目、1)のところですね。1)のところです。「そうしたこ

とで、現時点では整備の緊急性及び重要性が低いとされること」ということが書かれているんですけども、これなぜ緊急性、重要性が低いかというのを、ちょっと専門的な分野で触れておいていただければありがたいと。

それともう一つというか、２)に、「地元市町村や流域住民の十分に説明し、説明云々」という、これはいいんですけども。これ、こういう公共事業の場合には、地元・・・

(テープ反転)

・・・書いておいてもらえば、「なお、地元市町村や地域住民にも十分に説明し、事業中止に対する理解が得られている」というような、これ自体を理由にしないでいただければ。

それからもう一つ、５)なんですけれども、この安全性の面からいうと、この５)が非常に重要なものですから、いわゆる「洪水時における水位情報等の提供などにより、ソフト対策を行ってもらった」というのが非常に大きい理由になるわけなんです。それで、減災の面からも非常に重要ですので、これを２)にさせていただければ。

それから、さらに細かく申しわけないんですが、３)を４)にさせていただければと思います。というのは、あそこは生態系、先ほどのアセスの関係等でも、希少動植物というのはいないものですから、それよりも、４)のコスト削減のほうが重要かなと思います。すみません、見ていなくて、申しわけありませんが。

福田委員長

すごく貴重な意見をいただきました。これの １)というのは、その洪水の履歴とか、そういったもので近々になくてということとか、もうちょっと詳しく・・・

三木委員

そうですね。ほかの土木の職員の人に書いていただければ、あとはお任せし

ますので、一般の住民の方がわかる程度に書いてもらえばありがたいです。

福田委員長

住民にわかる程度ですね、ありがとうございます。確かに住民が理解して、住民が決定するということではないので、そこが非常にまた難しいことなんですけれども、必ず合意、同意を得て、納得を得ていかななくてはいけないけれども決定権は、ということではないですね。だからなお書きということで、今、賜りました。

では、最初に戻ってよろしいですか。目次にありますけれども、まずちょっと目次を見ていただきますと、この「はじめに」と「おわりに」を入れたということです。

本委員会で審議対象とした事業の考え方というのは、これは繰り返すことはないと思うんですけれども、一番わかりやすくちょっと図で一番下に入れたんですけれども、31事業ある中で、10億円以上の17事業、かつ、85%未満の18事業ということで15事業、それで県の住宅というのは2つある中で、1事業だけということではないだろう、ということで16事業になったということで。これが議論した中で、こういう数字でぱちぱちと出たわけではないんですけれども、これが85%未満だったか以下だったかで、これがパチッと決まったことを発見しましたので、まさに皆さんの議論でこういう形になったということでまとめました。

次のページが、その対象になっているのと、ナンバーリングです、これに沿ってやりましたということです。

3ページ目の「はじめに」については、これは基本的なスタンスという形でちょっと書いたんですけれども。やっぱり長野県として、国の要領に沿ってただやっているだけではないというような新しい委員会運営というのを、委員の皆様も本当に多大なご尽力をいただいているので、それをちょっと表現してみたいんですけれども。まずはB/Cというか、そういうのを一つ一つ、確認なり考え方なりをしていったというようなことです。これ、もし文的に直して作文をもっと変えていきたいということだったら、皆さん、手を挙げてどんどん、かわりに書いていただいてもかまわない部分です。

そしてもう一つが2つ目の段落として、「縮減の発想」とは別にということです。どれほど寄与しているかとか、ここには、例えばこの中に環境からの視点とかがあるんだったら、これまた付加していつてかまわないので、視点1) 2) 3)とありますけれども、ここにもっと入れたいというのがあれば、どんどん4) 5)と挙げてください、ということです。

そして特にまた重要視された部分です。去年の浅川から引き続いて重要視されたんですけれども、16事業、9事業が「継続」「見直し」、そして7事業が「中止」「一時休止」だったんですけれども、この7事業はほとんどが、全部が河川事業だったと。その中で本当に、去年もあったんですけれども、ダムによらないという河川計画はつくっているんですけれども、そのよらないというのをどう解釈するかという中で、もう全くよらないんだという中で見るのか、それともよらないというのをもう一度白紙、ゼロに戻して、あり・なしで考えるのかというので、委員会としてどういうスタンスを持とうかという中で、まさにゼロに戻して、ここに書きました、下線で書いていますけれども、「ダム無しか、ダム有りか」ということでなくて、一つ一つ、ダムをゼロから、治水・利水だけ、そしてさらにその上の部分、いろいろな地域に対していろいろな効果、そういったものから見ていったということで。そのときに「中止」、「休止」、今、休止状態になっているけれども、その背景、天竜川にもありましたけれども、そういった代替事業の考え方の妥当性、適正性というのを審議していったと、そういうスタンスだということです。いや、そうじゃない、やっぱり完全なダムなしなんだというご意見もあれば、また言ういただければと思いますけれども、一応、全体としてはこうだととらえたので書いてございます。

そして、審議結果のとりまとめ方としては、県案に対する、とりあえず「審議結果」、そして「事業上の課題」、「評価上の意見」なり、そして4つ目として、「委員の個別意見」と、今はもう全体意見として皆さん入るだろうということまでまとめていますけれども、さらに書いていきたいとか専門的、ご提案です、先ほど構造物の提案とかがありましたけれども、そういうのも大いにありだと思うので、そういう4つに分けてまとめたということでございます。

とりあえずここまでの、3ページまでについて何かご意見とかはございますか。今日中でなくても、これこの1行とかとして入れたいということがあれば、

今日中でなくてもかまいません、29日、厳しいでしょうか日にちの感じでは、よろしいですか。

出席者一同

はい。

福田委員長

ではこの3ページ、考え方と審議で16事業になっていった考え方も、これでOKということできたいと思います。

では、4ページ目の道路改築、1個1個の委員会としての意見、全体としてまとめたということですがけれども。県案どおりということで、特にここに書いていますけれども、今現在、関東～関西をつなぐ物流ルートとして機能も果たしているということと、あと、交通量が多い、生活交通との混在とか、こういった、1) 2) 3) のような状態が現地調査によって確認できたという、ここはかなり現地調査で皆さん納得できた部分だと思います。そういう形で継続どおりと。ただ、ここについては、渋滞なり事故なりが多いということもあるので、その交差点なり(系統制御などの)ソフト、追い越しとか、そういった面での改善は非常に重要だと。今、公安委員会とかの調整も入っているということもあるので、そこは迅速に検討していく必要があるだろうということです。

あと、非常に学校が立地しているという面もあるので、歩行者、自転車、そういう面もある中で、そこの関係が非常に交通量が、通過交通も非常に多いという中で、ただ、ソフト面の改善だけでもないから学校等の、どうやってこの意識啓発等ということも含めて、そういうのが今後の課題だろうということでございます。

評価上の意見という点では、ここに1)と2)がありますけれども、こういった産業交通、観光という、今後考える上でも望まれるだろうということで、質の把握が望まれるというのがあるんですけれども、これ実際、県が調査するとなると非常にコストと手間がかかるんですね。これ、私、ほかでやったことがあるんですけれども、関西のほうで。そこを求めて要求しているということではなくて、こういった視点も重要だということを書いているぐらいです。こ

れを実際把握するとなると、もう非常なコストと労力がかかりますので、こういった視点で常に議論をしていくことが重要かなという点でまとめました。

とりあえず個人の意見でこう書かれるというのはないんですけども、今後書きたいとかということも含めて、(1)の道路事業、国道142号についてご意見があれば、いただければと思います。

石澤委員

今、気づいたんですけども、の3行目、「関東～関西をつなぐ物流ルート」  
そうかなと。あれですよ、山梨のほうに延びる高速道路、末端ですけども。

福田委員長

表現を間違えましたね。関東と関西を結ぶじゃなくて、ここと関東、ここと  
関西という意味・・・

石澤委員

ここは、だから山梨、静岡のほうをつなぐルートなんですけれども、信越と  
東海を結ぶという。

福田委員長

信越と東海、そのほうが適切ですか、信越と東海を結ぶルート。

石澤委員

あれずっと延ばしていくと、富士に行くんですよ。

福田委員長

富士ですね。

中村委員

これ、県の、どういう位置づけを持っているか聞いたほうがいいかもしれま  
せん。

堀内道路建設課長

これは国道142号で、国道141号が南北方向です。国道141号は静岡、山梨に向かうんですけども、国道142号は、和田峠や三才山のほうへ向かう道路になります。ですから、広くは関東、関西方面との連絡といえますか、そういう特徴があります。

石澤委員

だから、こここのところの拡幅に関しては、今、あれ、道路、何といえますか、名前は、中部横断でしたか。あれの延長のところのインターチェンジのところから現在の合同庁舎、あそここのところまでの、言葉は悪いですけども、一時的な拡幅になるわけですね。ですから、確かに走っているのは、国道142号かもしれないけれども、その部分の役割としては、関西のほうをにらんでいるわけではなくて、松本をにらんでいるわけではなくて、実際の、あの佐久のジャンクションから延びてきた佐久南インターですか、そこからおりた車が野辺山のほうに向かうための、その便宜を図るといって拡幅ですよ。

堀内道路建設課長

それも一つの意義としてはあります。それと、もう一つは、もともとの交通の流れ的として、東西方向の流れも、国道142号から国道254号を経て三才山へ行く、また、和田トンネルを経て諏訪方面へ抜けたり、東側へ向かっては関東方面へ抜けていくという車の流れもあります。委員の言われた南北方向のそういった中部横断の端末といえますか、佐久南インターというのはしばらく端末になりますので、そういった流れも当然出てまいりますけれども、国道142号という本来の大きな流れからいくと、いわゆる東西方向の流れというのがあると思います。

石澤委員

わかりました。国道142号線の位置づけということで、東西方向だというのはわかったんですけども。ただ、関西と書くのは、ちょっと書き過ぎかなと。

関西のトラックが、和田峠を越えて佐久を越えてというような、聞いた話があ  
まりないので。考えると、ここの関西というのはちょっと書き過ぎかなと思う  
んですけれども。

福田委員長

関東、関西とかというよりも、どういう表現がいいんでしょう。

松岡委員

この佐久のこのエリアと関東、佐久のこのエリアと関西をつなぐという意味  
は非常によくわかるんですけれども、関東、関西をつなぐというと、関東、東  
京あたりを出た車がこの道を通って関西に行くというイメージになってしまう  
から、違和感があるという意味ですね、結局は。

石澤委員

関西自体が違和感があるのかもしれないけれども。関西というとちょっと、  
中央自動車道だったらわかるんですけども。

平松委員

どこどこをつなぐというのは、もうさして重要じゃなくて、だから、物流  
ルートの中の補助システムとして期待しているんだということでしょう。だか  
ら、抜いてしまったほうが僕はいいいんじゃないのと。

福田委員長

抜いてしまうんですか、物流ルートとしての機能、ではもう広域的物流ルー  
トぐらいに。

石澤委員

そうそうそう、そのほうがいいですね。

中村委員

それで十分だと思います。

石澤委員

僕としては地名が出ると、私は混乱しますから。

平松委員

大上段からそういうふうにあいまいなことを言うよりも、機能的な話だけを書けばいいんじゃないですか。

福田委員長

そうですね、誤解を招くような表現もちょっと削っていかなければいけないので、引っかかる部分だと、やっぱり、例えば県民の皆さんの目に触れた場合と考えるとまずいと思います。では、「関東～関西をつなぐ」をやめて、「広域的な物流ルート」という形で、ちょっとここは訂正させていただくということで。ほかにございませんか。

松岡委員

よろしいでしょうか。 の2つ目のポチの真ん中辺で、「昨今、法律改正により自転車は歩道を走行できるようになったことで」という表現があるんですが。これは多分、去年の6月の道交法の改正のことを言っていると、指していると思うんですが。去年の道交法の改正では、「原則的に自転車は歩道を走行できなくなった」が正しいはずで、ただし、これ「従来どおり、特別な状況がある場合は歩道を走ってもいい」という言い方です。これまで、もともと自転車は車道を走らなくてはいけなかったのが、歩道の上を走ってもいいよというのが拡大解釈されて、どこでも歩道の上を走るようになってしまって、これではまずいというので、原則、車道だということを明記したのが去年の法律改正だと私は認識しておりますので。この書き方をすると、逆の意味になってしまうと思うんです。

だから、例えば、「歩道内での自転車事故が全国的にも多発しており、それを受けて、昨今、法律改正が行われた」というような書き方、この自転車は歩道

を走行できるようになったことは省いてしまって、そうした生活道路にも適切な処理を施すことが求められるというのならかまわないんですが。真ん中のところが、ちょっとあまりに気になるので、すみません。

福田委員長

わかりました。今、ご指摘いただいたように直します。その自転車、歩道を走行できる云々というのは、ここの文言をちょっととって、変えます。ほかにございますか。いいですか。では次にいきます。

街路事業、内環状南線ですね、松本市内。これもほとんどの多くの方が現地に行って、というのがありますが、都市圏の都市機能を支えていく上で本当に重要だなということを認識、現地で特にまた強く認識したという道路です。

そもそも2車線が少ないとか、都市圏での道路整備がかなり遅れていると、それに比べて交通量が非常に多いということは、だれしも認めている部分だという中もあるんですけれども。数十年にかかる道路整備があまりにもどんどん松本都市圏の中の人口構成、生活スタイルとかも変わってくるという中で、もう一步踏み込んで、公共交通のあり方とか道路整備との整合性とか、あと開発等も含めた市町村のまちづくりへの配慮とか、そういったもの、これの検討が必要だとされているんだろうけれども、最初の資料説明とか等では見えてこなかったみたいな意味があるんですけれども。

評価上の中で、ここにも1)、2)、3)とかとありますけれども。特に言われていたのが、そういった道路というのは5年ごとの区間ごとにポンポンと出てきても、都市圏としての体系だとか、そういうものが全然見えないとか。あと1)にもありますけれども、まちづくり政策全体において、ちゃんと、大きくバツと一遍にできないのはわかるんですけども、適切に整備が進められているかという進行上のプロセスとか、そういったものが、なかなか資料から、こういう単発的に、今回この区間ですとかと出てきても見えないと、そういった内容ですね。そういうのを1)、2)、3)としてまとめてございます。

さらに3)では、こういう松本都市圏、文化圏、生活圏、いろいろの意味、経済圏、含んでいますけれども、福祉関係、エネルギー問題とかそういったも

の。もちろん市町村のマスタープラン等の整合というのを図っているのはわかるんですけども、そういったものもきちんと評価資料から読み取れないので、そういったものと一体的に道路の評価というのはあったほうがいいのではないかとというようなご意見ですね。表現、言い回しも含めて何かございましたら。

#### 柳澤委員

これは見学させていただいたときにも委員さん方から出たんですが。その環状線の機能、最大限発揮するためには、まずこの環状線へのアクセス、これがちょっと複雑だったので、ちゃんと標識等で円滑に、スムーズに環状線のほうにアクセスできるということ。

それから、縦断勾配がきつい部分がありましたので、例えばこれが雪などが降ったときには、想定していた容量が確保できずに渋滞するということも考えられますので、すべり止め等、そのネットワークの整備だけではなくて、その運用も含めて最大限効果が発揮できるように、ということをつけ加えていただければと思います。

#### 福田委員長

確認です。環状線へのアクセスがかなり複雑ということで、標識等での円滑に入っていく、アクセスできるような形でのソフト面の対策と、あと縦断勾配、雪などでの渋滞が予想され、ネットワークの形成ということではなくて、すべり止めなどの安全対策も施していったほうがいいだろうという。これは、だから、全体の意見としては重要なことで書いてよろしいですね。柳澤先生の個人意見じゃなくて、全体として書いてよろしいですか。皆さん、ちょっとうなずかれていますので、ではこれは全体として入れさせていただきます。これは、事業推進上のほうの のほうに入れさせていただきます。ほかにございますか。

#### 石澤委員

こういう場合の2車線道路というのは、片側1車線、片側2車線、どちらなんですか。

福田委員長

片側・・・

石澤委員

ここに書いてある括弧の中身、(そもそも2車線道路が少ない)ということで、  
どういう意図で書かれたのかなと。

松岡委員

片側2車線でなくては、対面交通とってしまうので。

石澤委員

片側2車線、松本の中には2車線になっていない道路もあるから、それも含  
めて書かれたのかなと思って、つまり片側1車線も確保できない道路も結構あ  
るんですよ。だから、片側1車線で往復2車線なのか、それとも、片側2車  
線なのか。

柳澤委員

普通、片側1車線とは言わないから。

松岡委員

片側2車線のことを言うんですね。

石澤委員

片側2車線、普通、2車線と書いた場合ね。そうすると、ここの部分は確か  
に片側2車線の道路なんだけれども、そこにも追いつかない、先ほどいった片  
側1車線も確保できない道路が松本の中に結構あるんです。それも含めての計  
画を立てなければならぬので、それとも、関連ということを見ると。

福田委員長

片側2車線の道路だと。

石澤委員

そもそも狭い道路が多いから、ね、地元の人は。

福江委員

そうですね、道路はそんな、狭いところが多いですけども。

石澤委員

すれ違うだけでも大変なところもありますよね、結構。

福田委員長

だから2車線道路は少ないとかという話も出て、もっとその辺が現状としては厳しいということですね。こういう狭いのもあるし、すれ違いもできないようなというか、ちょっとどういう表現で入れたらいいのか、ちょっとピンと来ないですが。

石澤委員

2車線道路が少ないと括弧書きしてしまうと、1車線は十分あるんだと、片側1車線、そういうニュアンスになるかなということで、質問を差し上げたんですね。

北村都市計画課長

よろしいですか。そういう2つを入れられたらどうかと思うんですけども。いわゆる4車線、片側2車線の道路も少ない。また、さらに2車線が確保されている、されていない道路も多いというような、2つを並列されてはいかがでしょう。少ない上とか、さらに、という接続詞で。

石澤委員

煩雑になり過ぎる必要がないと思いますけれども。

高木委員

一つ、いいですか。今の、事業推進上の多角的な意見の3行目、「こうした背景」というくだりがありますよね。「松本市内の道路整備事業の必要性はだれしも認め得るものである。しかし、数十年かかる道路整備の合間にも」という、この数十年かかる道路整備の合間という表現はどうなんでしょうか、とちょっと思うんですが。私も技術的なことはよくわからないものですから、専門外なもので、数十年かかる道路整備というふうに言い切るといいうか、言ってしまっ  
ていいんでしょうか、ちょっと疑問に思うんですが。

平松委員

私もそう思いますね。それで、この文章自体が、未来永劫にわたっていたちごっこを続けるんだよというふうに受け取られてしまうのではないかなという気がするんですよ。というのは、特に松本の場合は、整備し出せばきりがない、というような土地柄なんですね、あそこは。

という前提で考えてしまうと、とりあえず今回のこの内環状南線に関しては、当然やるときだろうし、でも、それが終わったら、その次にまたやるところがいっぱいあるということなので、将来を見越した形で、市町村のマスタープラン等の整合を図るといいうのも関連すると思うんですが、整備だけではなくて、規制的な話、それも視野に入れた総合的な検討が必要なのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

高木委員

それと、の事業採択後9年でしょう、それで事業進捗率は46%、用地進捗率は77%、比較的進んでいるのではないかなと、私はよくわかりませんが、私も、思うんですよ。のほうへ来て、しかし、道路整備の合間にはという、抽象的な表現ですけれども、数十年かかるという言葉がポンとそこへ出てくると、むしろここは一番隘路になっているといいうか、大変問題になっている箇所でしょう。私、ちょっと現地視察は行けなかったんですけれども、そういう文章上の表現の問題ですけれども、むしろここは、緊急性を持ってどんどん進めたいというふうな気持ちをあらわすには、数十年というには、何か

ちょっと足を引っ張るような表現になっているんじゃないかなということを感じましたので、感想ですが。

平松委員

これ別に個々の話ではないでしょう。

福田委員長

個々の話ではないですけども、全体の道路体系というものをちょっと作り上げていくにというイメージだったので、これ1個の事業に対してこの表現という誤解が、逆に確かに招くかもしれないですね。

石澤委員

ここは従前と出ているから。

福田委員長

ここに書いているのは、松本市内の道路整備事業の必要性という、だから全体のことを言っていて、だから、この事業に対してというよりも、むしろ前にかかっている、市内の道路整備事業全体ですね。だけど、そう読み取れないであれば、ちょっと表現を変えます。

石澤委員

だから、時間もかかるんですか、10という特定の数字が出てきたから、なるべく・・・

福田委員長

これ、だからとりますね。この、道路整備、ここをとります。数十年かかる道路整備の合間と。要するに都市計でそういうのを整えていく中でも、この道路については、緊急性というか、高いんだけれども、それをやりながらこういったことにも、先ほどいわれた、規制も含めた形でのまちづくりの配慮の中から検討が必要だというイメージに変えます。

#### 平松委員

これ、多分、続き的な文章で書いているから特にそう思うんです。だから、まずのところは、だから対処すべきだと、だれしも認めているんだと、だからその緊急性は認められるという、そういうふうに判断したと。それで段を変えて、さらにその松本市全体を考えていく上でこういう指摘がなされた、というふうに書くのが一番いいのではないかと思うんですけれども。

#### 福田委員長

全体として、松本全体として。「しかし」ではなくて、「しかし」ではないんですね。わかりました。松本全体としての考え方ですね。

#### 石澤委員

いや、「しかし」を入れてもいいんじゃないですか。だから、十年というその数字が変で、時間もかかるとかという言葉に置きかえれば、十分この文章でもかまわないと思うんですけれども。

ただ、平松さんの言われた、規制、私も規制というのが必要だなど、これから単に道路をつくるだけじゃなくて、規制をやらなければ交通体系というのはいまうまくいかないだろうとは思っているんですけれども。それは公共交通のあり方と道路整備との整合性ということについていっているわけで、なのかどうかということ、それちょっと確認させてください。だとすれば、この文章でもいいとは思っていますけれども。

#### 柳澤委員

いいですか。これ読んで、要するに環状線を整備するというのはハード的なものだと、それも必要だと。だけど、それだけではなくて、それをちゃんと効率的に運用するためには、ソフト的な対応も必要だというのが後半の部分ですね。だから、分けて書いたほうがわかりやすいかなとは私は思いますけれども。だから、「しかし」というところがありますね。

福田委員長

そうですね。今、平松先生がおっしゃったように分けて。

柳澤委員

「数十年かかる道路整備の合間にも」というか、通りますよね。要するに整備をしても、人口の変動だとか、土地利用の変化で、どんどんつくってしまった道路をまたどんどん作り直すということはできない。だから、それをいかに土地利用、都市計画とあわせてうまく運用するかということも一緒に考えていかなければいけないという文章をつけ加えてもらえればいいと思いますが。

福田委員長

そうですね。だから、ここについては、だれしも必要性、緊急性というのは認めると。そこで一回、ちょっとどうなるか、切る形をやって、全体で、松本圏全体が人口とかこういった変化とかがあるから、今後はこのあり方、規制、道路の運用、まちづくりなり生活があった、そういったものともあわせての検討が必要だみたいなことにちょっとここは。

柳澤委員

そうですね。例えば公共交通のあり方とか、それから市町村、まちづくりへの配慮、それから平松先生が言われました交通規制ですか、これも含めてもいいと思いますけれども。全部、ソフト的な対応ですよ。

石澤委員

交通規制は、だからこのあり方と、道路整備との整合性ということで含んでいるわけじゃないわけですね。含んでいないとすれば、あえて書かなければならないから。

柳澤委員

公共交通のあり方との整合性・・・

福田委員長

意図としては含んでいません。公共交通といったときに、パークアンドライドだとか、そのバスとかの運用、福祉との関係のあり方とかというもののほうをちょっとイメージしていたので。

石澤委員

バス専用道路とか、そういうことは含んでいなかったんですか。

福田委員長

含んでいます。バス専用、バスとか。

平松委員

だから、何かちょっと思うんですけれども、あいまいなどちらでもとれるような言葉は、それだったら使わないほうがいい。それで、やっぱり皆さんお思っていると思うんですが、やっぱりどんな事業でもハードには限界がありますよね。時間もお金もかかるし、また、社会はどんどん動いていますね、それに即座にリアルタイムで対応できるかといったら、なかなかできない。だからその補助対策として、当然のことながらソフトがあるんだと。だから、そのソフトも視野に入れた検討が必要なんだという書き方でどうですか。細かい話をガチャガチャ言っても仕方ないのでと思いますけれども。

福田委員長

そうですね。特に、だから、先ほどの1)のところが違っても、本当に都市の中心部のという中で、特にまたここら辺は生活なり、公共交通の対応なりという、そういうソフト面の対応が重要だろうというような、さっきの(2)とはまた全然違う道路なので。だから、そういったことを特に、都市計画マスタープランともあわせて重要になってくるだろうなということ、ちょっと表現は考えます。

それで、最終的な面であれですし、逆にいえば、例えばこの部分だけ柳澤先生に書いていただくとかという手はあるかなと思うんですが、いいですか、

書いていただいてもいいですか、作文を書いて送っていただくと。全部直していると大変なので、私、28日までちょっと千葉のほうへ帰れないものですから。お願いできますか。

柳澤委員

たたき台を書いて、お送りしますので、またつくって。

福田委員長

すみません、では、28、29日あたりまででお願いいたします。ここの部分、ですね。(2)の の部分、ちょっとSOSさせていただきます。ソフトなんかの表現なんかをもっと加えていただいてもいいです。ここはちょっとお任せいたしますので。ほかにございますか。

では(3)(4)県営住宅建替事業です。ここは2つ一緒にまとめたんですけども、というのは、個々の事業のよしあしというよりも、かなりいろいろな、それぞれにバリアフリーに配慮したり、自治体が計画された景観計画との整合を図ったりとか。あとコスト縮減の中でも、非常に柔軟なり、工夫をしながら、木材を使ったりして工夫をしながらコスト削減もやっているということで、比較的好ましい住環境があったのではないかと、それで、コストもこのように削減されているということですね。

ただ、推進上としては、セーフティネットのあり方、これはもう住宅として常につきまわっているんですけども、特に所得格差という中で、県としても入れる上限を下げたりとかというシステムをとっていると、そういう努力はしているんだけど、では、100%セーフティネットという用意をしたほうがいいとも、委員会としても言えないので、十分住宅政策の考え方としてはやっているのではないかという中で、一番最後、 の空き家活用とか、家賃補助とか、暮らし方とか、そういったことをもっと政策的にやって、説明していくことを提案をしたいということです。そして、金融危機の話も出まして、この辺ではかなり迅速に動いているのではないかと、98戸を開放ということです。

それで、事業上の評価、ここはB/CのBの考え方、これはもうかなり難しい話なので、ここで結論とかを出せないんですけども、今後、大きな課題と

なってくるだろうという意味でまとめました。あえてまとめる必要はないのかなと思ったんですけれども、1個ポイントとしてやっぱり重要なことなので、長野県のBとしてどう考えていくかという、こんな意見も出たということは重要ですので、まとめてございます。これについて何かございましたら。

石澤委員

ちょっとよろしいですか。 のところの真ん中あたりのところの、「100%受け入れることは不可能であり」とか、「100%セーフティネットの用意までは言えず」という部分がありますね。これ必要ですか。

例えば、「目下、県内では所得格差が拡大しており、県営住宅の倍率も2.5倍と低くはない」、それでそこから「また、将来的には若年層の住宅取得率も下がることも予想される」というふうにつながると。間のところ、この、せっかく委員長考えられたんですけれども、ちょっと100%するかどうか、政策的な問題、ものが入るので。

福田委員長

ここもちょっと、私もここは議論になるかなと思った部分なんですけれども、セーフティネットで、意味が大きい、必要だといっている。評論みたいなものは、逆にいえばだれでも言えるんだけれども、では委員会としては、そういうことを望んでいるのかという受けとめられるのは嫌だなという意味で、ちょっと具体的にしたんです。では委員会としてどうしたらいいと思っているのかといったときに、やっぱりこれ難しい問題だなというのがあって、ちょっと書いたんですけれども。やっぱりちょっと言い過ぎかなと思いながら書いた文ではあります。

佐藤委員

世情だからいいんじゃないですか、だめですか。

石澤委員

100%となると、全員入れるかどうかという、全員入れるまで用意しなければ

ならないか、どうかという、そういうときの判断が伴ってしまいますので。

福田委員長

用意をして・・・

松岡委員

今、どうなっているかということをお願いわけだから。だから、今ちょっと財政その他できっと無理なのが実情じゃないのかと言っているだけじゃないんですか、そうでもないんですか。

福田委員長

いや、そういうことも含めて、作り続けて、ではどんどん100%だと受け続ける、2.5倍と低くはないんだけど、それをどう考えるかといったときに、それを、では全部満たしていくということも不可能だろうという意味ですね、2.5倍の倍率は全部ということでもなくて。だから2.5倍ということについては、基本的に下げていると、上限を。そのような県の対応がなされていることは、現状としてあると。そういうことも、考え方としては、100%用意という形は、委員会で言うことでもないの、そのやり方については、いい悪いを言うことではなくて、ただ、ソフト面でこんな対策もある、いろいろな面でもと、セーフティネットの考え方を充実していく必要かなという意味です。

石澤委員

だからセーフティネットを充実していくというんだったら、だけでいいと思うんです。100%とか云々かんぬんと数字を入れてしまうと、さっきの10年のあれが出てきたけれども、やっぱり数字というのは、一つの客観的な判断基準になってしまいますから。

福田委員長

ではこうしましょうか、低くはないので、県としては、入居資格となる、それに対応としては、上限を下げているのが実情だと。そして、委員会としても

というこれを抜いて、今後はこの認識している委員会としてもから、認識しているを消して、今後は将来的に予想されるから、あることも検討していったほうがいいみたいなことで。

石澤委員

前回の議論もそんな感じでしたよね。せっかく文章を考えていただいたんですけども。

福田委員長

いえいえ煮詰まってくると、結構 なので、いろいろいただいたほうが。では、そこは石澤先生のご指摘のようにして。ほかにございますか。

柳澤委員

ちょっとよろしいですか。やはり視察のところでご説明を受けたときによく出てきたのは、これはどこの駅に近いとか、どこの道路からアクセスがいいとかという話が出てきたんですね。それで、やはり都市計画とリンクしているなというのが、思うような感じました。今、人口減少でコンパクトシティという考え方で、それぞれの市町村が都市構造のあり方を少し変えていこうということになっていますので、それともつながるような形で、この住宅政策を考えていったらいいんじゃないかなと思いますので、その配置の問題、都市計画との・・・

福田委員長

都市全体の中でも配置ですね。

柳澤委員

利便性のよさというものを考慮に入れて進めていく、ということを入れていただいたらいかがかなと思いました。

福田委員長

それについては皆さん、いかがですか。

石澤委員

それは私も大賛成で、前々からそういう発想でいるんだけど。何か公営住宅というと、すぐ一番地価の低いようなところを選定してつくってしまうんです、従来。そうすると不便なところというのが、大体相場のことになってしまうので、それが現在の公営住宅の不人気にもつながっているんです。

やはり、そういったどこに置くか、もしくは、どこの公営住宅を存続させるかなんていうのを考えるときに、やっぱり都市計画というのは交通政策、そちらのほうと密接な関係をやっぱり考えなければならぬということは大事だと思うんですね。それどうやって盛り込むか、難しいだろうと思って。

福田委員長

コスト縮減だと、地価の低いほうにいつてしまうけれども、そういう考え方じゃなくてということですね。ということは、むしろどちらに入るんでしょうか、事業推進上というよりも計画論みたいな話なので、どこに入る話でしょうね。これ か か、どこか、もしくは か、どこなんですか。事業推進上でいいんでしょうか、推進上になるのでいいんでしょうか。評価ではないですから。

平松委員

でしょうね。多分。

福田委員長

でしょうね、全体意見として入れていいですね。では のこの3番目に入れます。2番目に入れるとあれなので、また今後の考え方としてみたいなこと、そういった点も重要な視点として考えていったほうがいいということで入れます。

高木委員

全然それに反対ではないんですけれども、ちょっと意地悪な意見として。それで、便利なところは高い、高いところは民間業者に任せても大丈夫だと。それで、それだと民間業者だと高くなってしまいかもしれないからちょっと収入の低い人は入りにくいんですけれども、逆に民間業者にやらせておいたほうが税収も増えるという話もあるし、県がすべて持ってやるということではなくて、例えばそういうところ、便利なところへばかりどんどん集中するということは、その小学校がパンクするというのを今まで繰り返してきているので、総合的に判断しながら立地みたいなものを考えてもらえばありがたいなというか、意地悪な言い方をすれば。

そうすると、今でも小学校なんかでもどんどん廃校になっているところもあれば、中心市街地でも、3つあるうちの2つを1つにするとか、2つにするところとかいろいろ、無駄な投資をして、また新しくなったところにまた新しい小学校をつくったけれども、またそこがあれになったから、団地とか、こういうものというのはプワッと増えるけれども、ドッとなくなりますので。この全体的なまちづくりみたいなもの、総合的に考えたところで、そういうことも勘案してやってもらえるといいなというような意見もあるので、総合的に考えてやってくださいという、そういうことです。

だから、議論しないので、だからプラスマイナスがあるので、まちづくりというのは総合的に考えてやってくださいと、そういうことで。

石澤委員

やはりコストパフォーマンスとか、もしくは受益者負担とかという原則を立ててしまうと、それだけで話が済むかということ、そう済まないんです、住宅政策だから。

高木委員

別に意地悪な意見として言っただけなので。

福田委員長

わかります。現実には、やっぱりそういうことが。

高木委員

だからものすごく二重都市とか・・・

石澤委員

ここに関していえば、公営住宅の立場に立って考えないとならないから、先生の言っていることはわかるんだけども。

高木委員

わかりますけれども。実は長野市のほうでも、どうする、ではここへ新しいのを建てるのか、建てないかというときに、お金もないのであれば、そこは無理して建てて、どんどん人口減少していくときに、業者を圧迫して、建ててやって財政もどうなるかみたいな話になるのではダメなので、全体を見ながらやっていけばという話で、1戸建てないことにしたやつがありますので。それは安いところへみんな入りたいですね、おっしゃるとおりだと思いますが。

福田委員長

県の方にお聞きしたいんですけども、やっぱり公共の、どうしても地価が反映して高くなってしまおうとなると、やっぱり借りるほうの立場としては、この利便性なり環境がいいところとか、そういうほうがいいのか。それとも、やっぱり多少そっちは我慢しても、安いほうがいいのかという人もいるんでしょうか、ニーズとしてはどういうところにあるんでしょうか。

住宅課岡村企画幹

やっぱり希望者は利便性のいいところですね。

福田委員長

そのほうでしょうね。多少高くても。

住宅課岡村企画幹

うちのほうが、基本的には、現地の建てかえなものですから、昭和20年代ですとか、30年代の用地はもう取得してございますので、用地費はかからないという状況であります。

ただ、家賃については、やはり利便性のいいところにつきましては、家賃決定のときに利便性係数というのがありまして、利便性のいいところについては係数が高くなっていきますから。

福田委員長

それでも利便性がいいところがいいと、高くなっても。

住宅課岡村企画幹

そうですね。先生、おっしゃるように、民間との役割分担ではないですけども、その辺というのは、もううちのほうは、市町村営も含めて、かねてから言われているところでございます。以上です。

平松委員

これ、いいですか、利便性の高いところでPFIなんかできるのかなと、何か素人的に思ったりもするんですが、どうなんでしょうか。

住宅課岡村企画幹

全国的には、数県やられているところもあるようですけれども、やはり所得の少ない方が入っておられる中で、一番のうちのほうの課題は、家賃の滞納ということなんですけれども、その辺が、いわゆるPFIで民間の方が来られて、取り扱いがうまくできるのかなというところでございます。うちのほうではやっておりません。

福田委員長

今のご説明だと、用地がかからないというか、この建てかえの場所とか、道路のルートとか何とかという話と違って、もう決まっているので、決まったところの建替事業なわけですから、そこでの議論をしていたんですけれども、や

はり土地をどこに使い、この県営住宅については、そういったものとリンクさせていく必要性というのをやっぱり書いたほうがいいですか、建替事業で、用地についてはもう固定という事業であっても。

石澤委員

これはもうお聞きするとわかると思うけれども、今ある県住がありますよね。そこのどの部分をどう建てかえていくか、どの場所を建てかえていくかというその議論につながりますよね。その場合に、やっぱり交通の不便なところよりも町の中の、交通の利便性の高いところを優先的に建てかえするというような施策がこれから求められるわけで。そういうことを半減するような考え方を立てるべきだと。

住宅課岡村企画幹

今、当然、財政も厳しい中ですがけれども、うちのほうとすれば・・・

(テープ交換)

・・・いわゆる周辺部の団地を集約していくというような形で基本的には考えてやっております。

福田委員長

用地を優先的にというか、要するに利便性を考えてということですよ。

住宅課岡村企画幹

そういうことでございますね。高齢者の方、身体障害者の方が増えてきておりますので。

福田委員長

では、そこも書きながら、県としてもその辺の戸数を減らす一方で、市街地優先というプライオリティをつけて、そっちのほうを残していく、全体を考え

てということはしているということも含めて、ちょっとここは作文してみます。

住宅課岡村企画幹

それとあと、すみません、委員長、例えば過疎地域ですとか、町、村、過疎地域ですとか、それから財政規模の小さなところにも県営住宅があるんですが、それはそのまま存続していく、建てかえて存続していくというか、いろいろ手法を考えてやっております。

平松委員

ちょっと怖いなと思ったのが、あまりダイレクトに市街地優先という話になってしまうと、地方を切り捨てるというふうに思われかねないので、その書き方はちょっと慎重にやられたほうが、だから利便性等も勘案し、それも一つの視野に入れた政策を考えていくとか、そういう形のほうが。

福田委員長

わかりました。だから、要は建てかえというときに、スケジュール全体の話というのは、ここで触れていないので。

石澤委員

ちょっとその地方というののそのエリアと広がりがまた違うから。町の中、中央と地方という意味と違うから。

平松委員

だから、その辺、何か誤解を生まないような書き方にしないと。

福田委員長

わかりました。要するに道路とかも全体とかといっているんだけど、これはもう住宅建替事業として、県の建替事業全体としていったときの考え方というのをちょっと書いて、市街地なら、または過疎というか、その住宅、地域地域に応じてということですよ。では配慮している中で、という中で、この

2事業についてはそういう流れでちょっと試してみたいと思います。これはちょっとまとめて、また皆さんのほうに流したときに、目を通していただければと思います。書き直してみないことにはどうなるか、把握いたしました。誤解のないような表現でちょっといきたいと思いますが。

石澤委員

ごめんなさい。その中央と、市街地の真ん中と、その市街地の周辺部ということ、今、平松さん言われたけれども。要は、従来までの県住とか市営住宅の公営住宅の立地というのは、地価の安いところ、当時の地価の安いところということで、交通の利便性というものはほとんど考えずに、地価が取得できるところというところに建てていたわけ、そういう発想から建ててきたというようなことなんですけれども。そういうふうに書かれればいいのかと思うんですけれども、ちょっと難しいですか。

福田委員長

では、先生。 については、石澤先生、書いていただいてよろしいですか。

石澤委員

私を書きますか。いや、書けると言われたら、腹案は考えますけれども、委員長、やっぱり書いていただいたほうが、腹案は考えます。

福田委員長

そう書けばいいんじゃないのと言われたら、ちょっと今、メモを取りきれなかったの。

石澤委員

責任をとらなければならぬんですか。気持ちよくと、住宅は全然かわりないわけでもないから、責任とります。

福田委員長

では についてのその部分、その建てかえのその全体の、その今、いった  
利便とか地域地域の、あと住宅政策としての全体の中での利便性なり配置、都  
市計画とリンクの話だとか、ちょっと、本当にちょっと で、石澤先生に書い  
ていただくということで。今、先生が言われたことを、すみません。

石澤委員

いいのと言ったことを書けばいいんですね。

福田委員長

それをもとに、柳澤先生のご意見とか、また若干つけ足していただくこと  
になるかと思えますけれども。よろしいでしょうか。

とりあえず住宅まで終わって、あとは河川からになりますけれども。どうし  
ましょう、10分ぐらい休憩とりましょうか、とらないで続けてしまいますか。  
ちょっと一息入れて、10分、20分からということで、10分ちょっと休憩いたし  
ます。あと河川とダムと林道ですね、一気にいって。

(休憩後)

福田委員長

そちらの時計が20分になったので、再開とさせていただきます。

早速入りますけれども、河川改修事業ということで、犀川、久米路、ここに  
ついては、いろいろトンネル工法でやるということで、非常にもう景勝地であ  
るということで、そういうことに配慮しながらやられているということですね。  
かなり構造的な面で議論が出ました。

それで、すごく山間地の狭い平坦地に信州新町が形成されていたりとか、過  
去の水害の履歴とかも含めて、ここはもう継続という形でいいのではないかと  
いうことですね。特にいいのではないかとということで、事業上の課題なり、評  
価上の意見というのは特になかったんですけれども、いかがでしょうか。その  
ときもそんなに意見が出なかったんですね。現地を見て、皆さん、了解という

ことですから。

高木委員

これでいいと思いますけれども、この例えばパラペットウォールというのは、費用の面から効果が大きいんですけれども、精神的なあれからしますと、これは大変に、もういっぱいいっぱい治水対策なので、別に書く必要はありませんが。

中村委員

ありがとうございます。そのとおりです。

高木委員

これ以上やりようがないというか、爪先立ちになって我慢しているという感じの部分があるという、そんな、実はこれいっぱいいっぱいの工法なんですね。

福田委員長

特に表現上はよろしいですか。

高木委員

別に問題ないんですけれども、パラペットウォールでは、費用対効果が大きいんだったら、みんなパラペットにすれば堤防なんかつくことは要らないじゃないかという、そういうレベルではなくて、緊急避難的なものに近いというふうに思っただけでも結構です。

福田委員長

次にまいります。天竜川、ここでは、残事業費75億円と大きいんです。ところが近年の災害としても非常に、18年に18カ所等で決壊等というのが起きるほど非常に大きな被害が出ていて、事業の必要性が認められたと。ただ、この「しかし」というところからなんですが。天竜川というものの自体の区間の大部分が国の直轄管理ということがあって、諏訪湖から、その横川合流地点という、

その上流の一部区間だけが県管理という、ここの部分で、国と県で整合のとれた河川改修ということが必要だと。これが今回出てきて、改めて皆さん認識して、こんな管理区間になっているのと。むしろ、私はそのこのほうに問題というか、これ、ちょっと今、個人的なことを言ってしまうと、全部国に移管してもいいのではないかというような、そのために県としては身動きがとれないと。下流部として、きちんと国が事業を進めて、河川の安全性なりを高めていくようなものにしていかないと、上流部のほうで手を入れられない状況、その理由で一時休止と。だから国も、これかなり質問とかいっぱい出たんですけども、最初から国も600トンとか、そういったことをやることはわかっていたのではないということなんですけれども、600トを保留にするに当たっても、段階的に対応するということというのは、国はもう十分わかっている、ただ、そのスケジュール、区間整備の、それについては明確に国もしていないという中で、県はもう待ちの姿勢しかないという状況にあるから、そういう状況を読んで、ここにはちょっと書いているんですけども。国も不明であって、県独自で打てる対策というのは、今、ちょっと考えられないために休止が妥当なのではないかと、表現的にも、という判断をするということになってございます。

それで、事業推進上も仕方ないということと、評価上としては、「なぜ一時休止なのか」というのが、当初のこの資料から全然読めなくて、国とのそういう関係にあるんだとか、そういうことというのがもう本当に説明、かなり議論してでないと理解できなかったという中で、国のほうも、ではどういう段階であるのかと聞きましたら、これがあります。現在策定中の河川整備計画の原案の中で、原案でやっとなら600トンでなくて500トンに対応できる河川整備を向こう30年間、今後30年間で行うと書かれた段階と、まだこういう段階ということなんです。だから、永遠とその中で一時休止と、5年、10年、今後もここの天竜川については、書き続けなければいけないのかというような課題を残しているんですけども。そういう段階で、「一時休止」はやむを得ないだろうという段階です。

こういう表現なりというのもありますし、個別意見で、私はここ個別意見で、逆移譲が妥当なのではないのみたいな、管理を、書きたいくらいなんですけれども。皆さん、ここについてはどう、表現も含めてどのように、議論いただき

たいと思います。

平松委員

この問題というのは、天竜川、たまたま今回、対象になっているから出てきているんですが。長野県内、いっぱいありますよね。上流が県で、下流が、中流が国で、また下流が県とか、同じところでもいっぱいあるんですよね。だから、その辺はやはり整合性が全く図られていないので、国の計画年自体が、例えば100年とか150年でやられて、県は50年とか、そういう不整合がすごく出てきているんですね。だからその辺、やはりこのどこかに書いておいたら、今、委員長が言われたとおり、その辺の一括管理というのも望まれるとか、そういう形のをやっぱり書いておいたほうがいいでしょうね。これ実際に、今、多分、天竜川の河川整備計画をやられているんですが、多分、これを待っていると、何十年待っても無理なんですよ。

福田委員長

だれが責任を持つんだという話になってしまうので。

平松委員

ということなんですよ。だからその辺、何か1つ、2つ、そういう、苦言じゃないけれども、提言めいた、今おっしゃってくれたような内容が盛り込まれるべきかなという気はします。

福田委員長

そうなんですよ。またこういう問題があるというのは、この委員会と県で、今、どうにも身動きとれない県と、では仕方がないなといって、委員会でこれを言ってもしょうがないので、これこそ、ちょっと私、本当に余計なことを言いますけれども、未定とか、こういう問題があるんだということをやったり国、県、この移譲の問題というのを書いてある、その部分というのはかなり大きいので、こんな状況にあるんだということはやっぱり、あとはもうどうやって世の中に伝えていくかという話でもあるぐらい、ちょっと難しい問題かなと思

っているんです。これはもう委員会と県の問題ではないので。

平松委員

これ「一時休止」という結論になっているんだけど、事実上、これ中止ですよ。

福田委員長

そうなんですよ。それに近いぐらいなんです。ただ、県としては、中止とかと言えないし、地域の手前、あといろいろ県の責任上言えないんだけど。

平松委員

ゼロ要求を続けるということでしょう、これ、要は。

福田委員長

そうです。向こう30年というこの状況で、こんなことでいいのかと。これをまた、さっきいった上・中・下流で切り分けて、管轄を変えて、それでもうストップされていく中で、県がどうしても身動きとれないという、この状況をやっぱり世の中に、こんなことでいいのかというのも委員会としてもあれだったので、ということですね・・・

平松委員

いや、私・・・

福田委員長

平松先生、一番表現としては私以上に、私はちょっとこの河川には。

平松委員

わかりました。ここだけではないので。

福田委員長

事業推進上の部分ですね、 はちょっと。

平松委員

わかりました。

福田委員長

ビシッと書いていただいたほうが。ほかの河川には見られるということも含めて。

中村委員

平松先生、その中でお願いもあるんですが、やっぱりもっと中山間地に目を向けるようなものを少し入れていただければありがたいんですけども。

平松委員

天竜川に関しては、結構そういう問題があるので。

福田委員長

そうですね。だから逆に委員会で、県とすごく議論していく中で、県対県の委員会がという話ではなくて、県と委員会が一緒になって世の中、国に言っていくことというのは見えてきたので、これをどう扱うかという問題もあるかなと思います。ぜひ、お願いいたします。

次、9ページ、松代、蛭川。ここも非常に議論、天竜川と並んで議論が多くて、天竜川とまた違った意味で議論が多かったんですけども。

ここは、ちょっと長く書いていますけれども。災害面で、2行目にありますけれども、58年以降被害が見られていないんですね。むしろ前の・・・松川、8ページの松川では、58年度以降、災害というか見られてないみたいなところですが、須坂三木市長は、退席されましたけれども、災害履歴等から見ても、安全性から見てもというので、一方ではもう住民も納得した上で中止になったところもあるんですけども、ここは被害とかいろいろ見られていないんですけども、やっていくと。それについては蛭川だけを扱うのではなくて、藤沢川とか

いろいろ支川がありますよね、いろいろな、神田川とかいろいろな河川がある中で・・・7番飛ばしましたね。すみません、8ページを飛ばしています。

失礼いたしました。8ページ(7)に戻ります。これについて、奈良井川については、著しい遅延が見られるという事業なんですけれども。かなり、昭和16年に事業採択ということで、もうすごい遅延なんですけれども。被害も近年、11年、16年と内水氾濫という形で出ていると。では何で遅延しているんだということ。遅延していて何でということと言っていきますと、これは非常に支川とか非常に複雑にありまして、鎖川だとか牛伏、田川とか、女鳥羽川とか、いろいろな支川の中で、そちらの、いろいろ氾濫とか、そういった被害が大きいはうから進めていって、結果的に奈良井川、一つのところにおいて遅れてしまったということ。河川全体の事業では、順序を立ててやってきたということが確認できた。あと支川を含む総延長が58キロ、これもすごく大きな長さに及んでいたりと、あともう既に奈良井川の沿線というもので見ても、市街化がやっぱり進んでいて、事業がなかなか遅れざるを得なかったという状況もあるので。その中で一つ一つ、時間が遅い、速い、関係なく進めているということが確認できた。

だから、事業再評価委員会、何のためにとあった中で、こういったことが非常に議論をして確認できたという中で、進めていいのではないかとということですね。それで推進上の課題についても、評価上の課題についても特になかった。進めることで、遅れているからということではなく、いいのではないかとこのを確認できたということです。これについて何かございますか。

よろしいですか。70年近くというこの数字で遅いからという形はないということも、改めて委員会のほうも理解した事業です。

8ページ、これは先ほど三木市長さんから出ましたので、修正させていただくということですが、ほかにございますか。ここは中止になったんですね。それで住民も含めて中止ということになりました。

柳澤委員

ちょっとよろしいですか。これはこの松川だけではないんですが、今これ見ると、河川というのは、整備事業は非常に長期間にわたるといことなん

ですね。いずれも、要するに災害が起きやすい危険場所であるということですね。

それで、今、河川というのは、浸水で、要するに人が集まる方向で整備を進めていくということもありまして、要するに危険なところに人が寄っていくということがあるんですね。この松川のところでは、洪水時に起きる水位情報等の提供などによりソフト対策を行っているということなんですが。これは、松川だけではなくて、ほかの河川でも、特に、今、集中豪雨で急激にこの河川の水位が上がるといふこともあります。人がそこで親しみやすくということ、人を集めるようにということでの整備もしていますので、集中豪雨のときに緊急に避難できるような、そういったソフト的な対策が、松川だけではなくて、ほかの河川でもぜひ必要だと。すべてのものについて、その事業推進上の多角的な意見のところに入れていただいたらいかかかなと思いますが。

福田委員長

わかりました。そうですね、これ、このソフト的な対策がそれぞれにおいて、これでいいますと、(5)からダムまでの(9)ですか、について、どの段階にあるか、ソフトの段階で住民への対応がどうあったかというのは、ちょっと確認をしたつもりだったんですけども。この中に住民サイドで、それについてちょっと県のほうからご説明いただいているんですか。これそれぞれ住民へのソフト対応というか、啓発とかを含めて、各河川でかなり進んで取り組まれていますか。現地のときにも聞いたと思ったんですが、どういう書き方にしていっていいのかな。

河川課塩入企画幹

河川課ですが、そのソフトの情報の提供については、既に県内でも34河川について、情報提供ということで既にやっております。

福田委員長

例えばどういう手法を。

河川課塩入企画幹

こちらの(5)から(9)までの河川についても、情報の提供をしていると、既に提供しているというような状況でございます。

福田委員長

避難だとか、市町村と連携してまたどういうふうに伝えてとか、災害に対して住民としてどういう、責任といたらいけないけれども、ことですよ、それは。

河川課塩入企画幹

市町村と連携して情報を伝えて、早期に避難をしていただくというようなことも進めております。

福田委員長

わかりました。ちょっとその辺、では柳澤先生、先生おっしゃってくださったように、個々の事業での必要性と今やっていることを、だけど、さらに強化の必要性みたいなことでちょっと、全部の事業に入れていきたいと思います。そういうことでいいですか。はい。

松岡委員

ちょっとよろしいですか。現地で説明聞いたときに、これ全部の事業を中止するというニュアンスよりは、ある程度のところまで整備が進んできて、ここから先は、住民の数にしる、河川の断面のことにしる、技術的な問題とか災害上の問題とかで、大丈夫という言い方はおかしいですが、一番危ない部分、やらなければいけない部分のところまではやって、この先はこういう対応でも大丈夫であろうみたいなニュアンスでしたよね。その辺のことがどこかへ入るようになるといいんですが、どういうふうに表現したらいいかちょっとわかりませんが。県のほうからちょっと、もう一回言ってもらえると。ここで、上のほうは住宅もいっぱいあるし、勾配もあれだし、上で氾濫したらえらいことになるというその住宅の状況とか、土地利用形態とか、河川の状況、それから鉄橋も

あるないとか。

あそこから下流は幅も広くなったし、土地利用形態も、低利用とは言いませんけれども、相対的な問題ですけれども、そういう、だから中止してもいいという言い方もおかしいですけれども。上流のやつを中止したのではない、かなり下流まで進めてきて、ここから先の部分については中止みたいなことがわかるような表現というのはできますか。そちらのほうで、私、文章を考えるとと言われると、どう書いていいかわかりにくいんですが。

言わんとするところは通じますよね、あそこで、現場で説明していただいたときに、上のほうが。

福田委員長

の整備をやって50%という進捗ですけれども、ほかは先行的にやった部分で、それは先行的にやってきた部分で、安全性を図ったというのをどう表現するかという。

松岡委員

そうですね。メインのところ一番危ないところは通過したという感じだったのかなと、現場へ行って見たときは。

福田委員長

そうです。そこが・・・

松岡委員

そうでないと、ほかの、進捗状況だけでというだけでなく、その地形とか、災害の起き方とか、土地利用形態のその未整備という、未整備ではないんですけど、要するに中止するところからしたら・・・

福田委員長

それが先ほど三木市長さんのほうで言われていた、これなぜという部分にも関係するので。ですから、ちょっと県の方に、2、3行、ちょっと書いていた

だいて送っていただいてよろしいですか、私のほうに。松川のほうで先行的にどの部分だけやっていって、ここの部分では安全性が確保されて、この部分では将来的な安全性が確保された。それには、先行的に整備したものが効果を上げているというような中身ですね。それ現場でも、かなりもう十分じゃないかというのがあったので、ちょっとその具体的な固有名詞等々を入れながら、ちょっと数行書いて送っていただけますか。

河川課塩入企画幹

わかりました、河川課でその辺の文面をお送りしたいと思います。

福田委員長

よろしくをお願いします。松川について。それで、三木市長の課題も受けて、ここは書き直していきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

では次に、すみません、さっき飛んでしまった9ページの松代ですね、蛭川なんですけれども。これが、今、言った、先ほどあった松川、松川はこういう意味で、ずっといろいろな先行的に進めてきた箇所というのもあって、そこで安全性が高まって50%という中で中止をしていったという一方で、川がある中で、蛭川のほうは、むしろ58年以降、ここで水害は見られないんだけど、それでいろいろな支川がある中で、ほかが先行していって、それで上流部で水害が見られないというようなことがあるんだけど、その継続、松川と比較してしまったわけです、委員会としても。

そういう中で、本当に継続の必要性があるんだろうかという議論というか、そこら辺のことで、必ずしも簡単に首を縦に振れなかったという中でですけれども、しかしという中で、この1) 基本的に天井川の構造であると。2つ目として、地域住民の松城の河川愛護会の人たちからの要望がやっぱり続いているということですね。というか、流域全体の中で計画を考えて、順番というか、やっぱりあった中で、要望が続いてきたということ。そして5分の4、85%未満というものを挙げたんですけれども、その中では松川で50%ですが、ここは逆にいえば80%が終わった残りの部分がここの姫川なんだと、ほかの支流じゃないんだということに配慮したりとか。あと、施工技術とか建材で工夫したこ

とで、逆にいえば2億円近いコスト縮減とか努力なんかもあって、ただ、つくり続けているのでなくて努力もしているんだとか、そういうことですね。そういうことを総合的に判断して継続でいいのではないかと。厳しい意見もありながらも、こういうこともきちんと確認、現場へも行きながら確認できたので、事業として継続でいいのではないかということになりました。

ただ、ここは課題が多かったんです。事業推進上の多角的な意見というところで、ただ、ここは非常にいろいろな人からこれ同じことが出まして、全国的にも有名な歴史的文化財が多くて、城下町・門前町としての風情ある景観と、そこにはもう十分配慮してということなんですけれども。ただ松代の護岸に手を入れた場合に、どういう形にせよ、山側に手を入れていかなければいけない、山寺の邸宅とか、こういったところを入れていかなければいけない、これをどう残すかということについて、まだ議論がされていないということだったんです。特にこの山側の斜面の所有者については話ができていなくてということで、基本的に景観対応が遅れている。それで、このときに石積みめでやるとか、植栽の工夫とかといろいろあるんだけど、これはぜひ留意して、従来からの景観を守りながらやってほしいと。でも委員会として、ここにこういうことを書いたからといって、これがその所有者なり、地域の方に伝わるわけでもない、これも委員会なりここが、こういう課題を出して、追伸という点でも課題がある中で、事業がOKとなった中でも、ここにはやっぱりやってというのをどう伝えていきたいかというのが一番大きな課題となった部分なんです。事業継続OK、でもこの課題としてはちょっとしっかり言いたいという内容です。ここはかなり多くの方から出ました。個人的な見解で書いていただいてもいい部分かなとも思っているんです、その整備のあり方について。

いかがでしょうか、この中身でいいか、それともさらに書き加えるとか。例えば個別意見の中で、では今後どういうふうに、例えばこういった中で、保全計画を守るために、どのように地域と対応していったらいいかみたいなことを、個人的な形で書かれる方があってもいいかとも思いますけれども、これでよろしいですか。

石澤委員

よろしいですか、しゃべってしまうと、また責任をとらなければならないので、それで黙っていましたが。

私、少し手を加えさせていただいたんだけど、2カ所ばかり、もう少し修正したところがあったので、ちょっとお願いします。

2行目、「城下町・門前町」がありますけれども、門前町は長野のほうですから、これとってください。それと、第2段落のところのつながりが、そんな唐突で「山寺邸宅から」となっていますので、その前に「なお、」というのをつけ加えていただいていたと。「なお、」という接続詞をつければ、少し文脈が続くかなと。

福田委員長

門前町をとるんですね。

石澤委員

門前町をとります。「・門前町」をとります。

福田委員長

わかりました。そうですね。これはどのくらい要望して、それが地権者、所有者の方、また地区の方にとというのは、でも、これは結構皆さん、歴史的な文化財地区というのはわかっていると思うので、今後見ていかれて、委員としてでなくても、ちょっといろいろ見ていかれていいところなのかなと思います。ほかになれば、これでよろしいですか。はい。

では、次、ダムです。ダムは、2つに分けた理由が、(10)、(11)と(12)、(13)、(14)と分けた理由が、前者が単純に「中止」になったダムなんですね。後者がいろいろ理由によって「一時休止」になったダムなんです。それで分けました。これは(10)と(11)に分けてまとめる理由はなかったんでということですね。事業進捗も、ここにもありますけれども、前者、後者、3%、13%として少ないです。でも少ないので中止とか遅れている理由とかというようなこともきちんとやっていったんですけども。

とりあえず10ページになりますが、15年度の公共事業再評価委員会で、長野

県の治水・利水ダム検討委員会の答申を受けて、ダムによらないということですね。これ一番初めにありましたけれども、そういったことの策定して議論をされてきていたと。住民の流域協議会によって議論をして、そして、ダムなしだということではなくて、流域住民の方々としても、協議会としても、ダムの有無についてゼロからという策定をしてきた結果、治水の安全度とか、利水の対策ということで、両方から見て、特に利水について、治水の安全度はOKとなっても、利水としてどうなんですかといったときに、前者は流雪溝の水量とかを見直すことで、ダムからの取水が不要になったとか、あと後者もです。簡易水道の水源を新しい井戸2本によって地下水で対応できることが可能だということがわかったので、ということなので。生活の水源としても問題ないだろうと、治水も問題ないだろうと。そこはきちんと技術的にも確認できたということで、まず地元から「中止」、そして県も、だから「中止」とするということ。その中止の理由が適切と判断したということですよ。

1個1個についても、いろいろ意見交換していく中で、事業中止ということ、推進上、評価等の意見はなかったんですけども、これでよろしいでしょうか。特に大丈夫でしょうか。

高木委員

特にありませんが。

福田委員長

そうですね。委員会としてなぜ中止なのという背景とかもきちんと、利水とかも含めて、これは河川計画の中できちんと協議がされてきたということが、本当に確認できたいいい例だと思います。

次の(12)(13)(14)ですけれども、これは「一時休止」、この理由というのがそれぞれ違うんです。ですから、今現在なぜ「一時休止」、どういう段階なのか、まさに天竜川と同じなんですけれども、なぜ「一時休止」という段階にあるのかというのを確認していったわけです。

それで、角間ダムについては安全度100分の1ということなんですけれども。ダムに代替とする水道源とか井戸、それで水量をカバーできるかどうかという

のが、まだちょっと技術的に不明と。関係市で調査をしている段階で、地元との調整段階ということです。その利水の面で、いろいろ技術的な面で課題、問題があるということであれば、ダム中止の可能性、ダム再開の可能性ということであるというところですがけれども。かなり調整が難航しているということもあって、確定時期もまだちょっとわからないと。これが中止であれ、再開になる可能性もあれと、それが見えてきた段階で委員会に諮るということだったので、それ以上、委員会で諮るということ聞いております。角間ダムはそういう段階です。

黒沢ダムは30分の1という、治水ではそうなんですけれども。河川改修だけでは対応できていないので、この原野というか、沿線のこの、土地利用でいうと田んぼなんですけれども、そこに調整池をつくる案ということでやっている。そして、また利水面でも、市町村合併をしてその対象区域が、三郷村が安曇野市となったので、今までは三郷村だけで考えていたんですけれども、それが安曇野市と一緒にした建設計画ということでやられているということです。水道計画を新たにやっているということです。だから、この3月に策定見込みとなっているので、多分それが治水・利水対策が自治体、合併した安曇野市ではっきりしてきて、旧三郷村さんもいいということになれば、地元調整とかの説明が始まるということなので、これについては、ちょっとまだ時間を要するということですね。可能性としては、安曇野市の水道計画で、利水は解決できるかもしれないけれども、とあったんですけれども、そこまでちょっと書ける段階ではないというところですよ。

それで、駒沢ダムについては、これかなり複雑で、ダムか河川改修かということに考えるにしても、水量を確定する基本的なデータがわからなくなってしまうと。流域面積がわからなくなっている。それはなぜかという、現地では場整備とかが進んでいるんですけれども、排水路がすごく複雑で、系統意が複雑で、どこまでが駒沢川の流域なのかが確定できなくて、そこで地権者との対応もついていないと。だから利水対策もまず流域すら、どこまでが流域かも確定できていない段階でということなので、技術の以前の問題でとどまっているという段階なので、これについても相当、この計画にとりかかるまでにまだまだ時間がかかるということの状況にあると。そういう段階なので、かなり

相当な問題で入って、流域確定に一生懸命奔走されているということなので、これは「一時休止」、すべてにおいて「一時休止」という理由がはっきりできましたので、「一時休止」というのが適切ではないかということで、委員会としても県案どおりということの「一時休止」といたしました。この書き方、考え方についてのご意見があればということですが。

表現的なものがもし今後出てきたら、私のほうに、ちょっと個人的に連絡いただいて、専門的、私はダム、河川の表現という、まだつたない部分があるので、言っていただければ直していくということにしたいと思います。考え方としては、もう一律というか、「一時休止」にして、県案どおりにしているわけではないということで、これでよろしいでしょうか。よろしいですね。はい。

これも、ダムなし以降、こういうふうに展開してきたという点で非常に注目できる議論だと思います。1個1個やっぱりゼロに戻って考えていっているということですね。

最後、林道です。これも1個の林道ごとの是非よりも、むしろ林道というものと、その林務、林産業とか、その地域の振興、活性化というものと非常にリンクしてくる難しい、住宅と同じで、林道をつくったからといって、林道に入って環境林の整備が進んだり、間伐材の整備が進むというわけでもないし、でもやらないと、卵とにわとり、どう考えるのかという部分がやっぱり前段にボンとありました。

その辺のことをここでまとめているんですけども。林道の整備については、1) 間伐が5年サイクルの計画的に実施されるということもあって、あとは、2) 市場での木材の利用促進がなされない限り、間伐自体が進んでいかないと現実もあったり、あと3) として、外材が安価で国内市場での木材が非常に難しかったり、あと高齢化等の複雑な背景があるということです。だからといって、林道整備をしないということ、この二律背反の状況下というのがどうあるかということでも、委員会としてはもう認めているという部分です。

ただ、それだからといって、林業者、県として何もしていないかということ、「中止」、「一時休止」とできる事業でもないということなんですが。一方で努力があって、その下の1) ですけども、林業、林産業で森の食材として、森の中でそういうのをやったり、森林セラピーをやったり、木製ガードレール、

これ国内で初の特許を国土交通省のほうでも許可を得て、また特許までいっているんですけども、多角的に努力していたりとか、あと災害時における緊急迂回路とかでも機能できたりとか、規模や工法の工夫によってコスト削減の努力もしていると。これも十分に認められて、林道としての地域的価値というのも認められたのではないかとということで、「継続」とすることにいたしました。

事業上の意見というのも特になかったんですが、評価としては、そういう県土、環境面、産業面、観光、生活、福祉とか、いろいろな面での評価があっていいんですけども、それをB/CのB、これ12ページです。と考えると、どう考えるかというのが非常に難しいんです。ただ、林道については、そのBについても、木材生産の便益だとか、森林整備の人的費や水源かん養、環境保全の便益だとか、いろいろな面での便益、Bというのも多角的に説明しようと試みている面というのは非常にいいのではないかと。

ただ、そこに最後書いていますけれども、単発的な事業の是非ということではなくて、委員会としてもこういったものを県民や市場にPRして、林産業や総合森林業としての市場の確立みたいなことも、逆に委員会側が提言していくぐらいのことは、していかなければいけないだろうということです。

非常に努力しているんだということで、一つ事例というか、やっているのをさらに説明してくださいということで、この資料 - 3 の用意をもらっています。県として、長野県、全国的に見ても結構、かなり努力をしている。3本には入るのではないかと私は思っているんですが。この説明をいただけますか。

信州の木推進課 中島担当係長

説明させていただきます。資料 - 3 でご説明させていただくのは、森林セラピー、あとは木製ガードレール、森の食材という関係でございます。

森林セラピーは、平成17年から林野庁が音頭をとりまして、森林の持つ休養の機能、いやし機能を、それを科学的に解明しながら、日常的なストレスを抱えている現代人の健康増進やリハビリに生かすということを目的としまして、平成20年度、今年度までに全国で34カ所指定されております。そのうち長野県内では8カ所、下の表になるんですけども、森林セラピー基地、及びセラピーロードとして認定されておまして、それぞれさまざまな体験活動に利用さ

れておるところでございます。

それで、この県営林道との関係ではございますが、直接この県営林道の沿線にこの森林セラピー基地ロードがあるわけでは、今のところございません。ただ、基地自体のこういう基地の中でも、林道がアクセス道路として役に立ったり、あるいはそのコース、歩道の一部として林道が活用されたりとか、そういった事例があるということを紹介させていただいております。

裏面にいっていただきまして、木製ガードレールでございますが、森林に求める目的としましては、木材生産という大きな目標がありまして、その過程でどうしても出てきます間伐という作業で発生する間伐材の有効利用をしようという中で、こういった・・・

(テープ反転)

・・・あと の森の食材ということですが、写真では、それぞれいろいろな山菜を紹介させていただいているところですが、今回、ご審議いただいております、白馬小谷東山線においても、近郊の青鬼地区というところで、重要伝統的建造物群保存地区という指定も受けているところの観光の一翼を、こういった山菜を採取するとか、林道を利用した、来て山へ入って山菜を採取したり、栽培したりといったことで、地区の振興に貢献しているというような部分もございますので、参考としていただければと思います。以上でございます。

福田委員長

この の森の食材といった場合に、こういったものを栽培するのは、森林組合とか林業者の方ですか。それとも地域の人に、山に出入りしていいですみたいな形でやっているんですか、どういう人たちが。

信州の木推進課 中島担当係長

ちょっと詳細については把握しているわけではございませんけれども、基本的には、地域の方が中心になって地域の山を使ってやっているということが多いと思います。

福田委員長

どうですか、このような取り組みの中で、特にガードレールについては、ほかの県から長野県に問い合わせなり、現地視察なりというのがいっぱい行っていると思います。本当に特許できて、この構造的にも白いのがバーンと面張りであるよりも、こういうのがというのが出たとたんに、構造的にも国土交通省のほうへ出て行ったときに、この間伐材の使い方というのはかなり評価できるというか、もう九州からも、私の知っている森林組合から長野県に視察に行ったりとかをしているんですけれども。全国的に景観なり環境なり、あと、いろいろな意味でのがあるので、これ長野県がもう全国をリードして牽引しているという、特に はそういう部分です。

それで、そんなちょっと紹介もあったんですけれども、そういったこともあって、林道だけでなく、地域の思いもある中で、一応、継続ということにしたんですけれども、書き方として、また課題として、いやもっと課題はあるのではないかということも含めて何か、11ページ、12ページでございましたらお願いいたします。

平松委員

ちょっと思うんですが、この森林セラピーとかガードレールとか森の食材というのはやはり重要なことで、こういうことから地域を活性化させようとか、元気を持とうという施策としていいと思うんですが。

よくよく考えると、何か森の食材というのは、これは要は特用林産物の販売とかの話になってきて、こういう微々たるところから地域活性化をしましよというのわかります。森林セラピーに関して、これはやっぱりその地元の人たちというのではなくて、外部の人たちをいかに呼び込もうかと、それを契機に地域活性化を図ればという施策ですよね。あと木製ガードレールに関しては、これはいいのかなと思うんですが、間伐材の有効利用ということで、間伐をしても、ただ単に切りっぱなし、捨てっぱなしというのではなくてお金になると、だから林業を頑張ろうというのは、これは結構大きいと思うんです。

それで、そういう観点から、林道というのは一体何のためにつくるんだろう

というふうに考えると、何も特用林産物を売るとか、地域の人たちを囲い込もうとか、そうじゃなくて、やっぱり地場産業、林業生産活動を元気づけようという本来の目的があるわけです。というふうに考えてしまうと、これだけで、さあやっていますからOKだというふうな書き方というか、あれは、これだけでいいのだろうかというふうに思うんです。

だから、根本的な、抜本的な施策というのを考える必要があると。こういう努力を今まで県はやってきて、それは委員会としても認められると。ただ、抜本的な林業活動の活性化、大元の活性化を図る施策というのを今後議論し打っていく必要がある。その中の一つとしては、森林税というのが何億でしたか、ありますよね。あれの使い方も、要はばらまきというのはまずくて、だから、その辺もやっぱり、ぜひ林務関係の方々をお願いしたいんですが、その辺を考えて、その辺を念頭に置いて、林道をつくるのが仕事ではないというのを念頭に考えていただきたいというふうに思います。

福田委員長

今、その林業開設事業なんですけれども・・・

平松委員

これはこれで問題ないと思うんです。

福田委員長

もっと広く、だから住宅とかあれと同じですよ。ちょっと、では事業推進上のところでちょっとその辺を考えてみます。すごくおっしゃっていることはわかるんです。重要なあれだと思うので。

要するに林道開設事業というのは、1本では、そこだけを見ないんだけど、林道を・・・

平松委員

林道をつくるだけですべて解決できるのかというのを、やっぱり考えるべきだということです。

福田委員長

そこはちょっと事業推進上のところでまとめます。もしかしたら、この に  
だらだら書いているのを含めて に移行するという・・・

平松委員

そうですね、それもありがたという気がするんですが、それも委員長にお任  
せしますので。

福田委員長

わかりました。ほかにございますか。

石澤委員

今日細かいところばかり目が行ってしまうんですけども。資料 - 3、これ  
林務でつくられたんですか、これは公開しているものなんですか。

信州の木推進課 中島担当係長

森林セラピーについては、専門のホームページが国といいですか、セラピー  
協会みたいなもので公表されているところです。

石澤委員

そうですか。山ノ内町のところ、ここ一生懸命考えていたんですよ。「麗しの  
森氏が高原」・・・

信州の木推進課 中島担当係長

字が違っております。志賀高原でございます。大変失礼しました。

石澤委員

いや、ホームページだったらなおさら早く、直されたほうがいいです。

信州の木推進課 中島担当係長

ホームページのほうはデータが正しくなっていると思います。転記で間違えております。

石澤委員

それと、「麗しの森志賀高原」という志賀なんですね。 のところの一番最後なんですけれども、「林産業あるいは総合森林業として、市場の確立」という文言が出てきてしまうんです。そうすると、経済活動でペイしないとこれは成り立たないわけで、今の林業の事情を考えると、とてもじゃないけれども難しい話だと思うんです。だから、単なる森林の売買での市場だけではなくて、多分ここは、委員長の意図としては、先ほどの森林セラピーとか、そういったほかの観光とか、そういうものを含めての、その収益活動につながればいいというふうな意図かなと思ったんですね。

そうだとすると、これ、総合森林業としての成立ぐらいの言葉をやっていったほうが、市場という言葉をつけてしまうと、どうしても経済活動が出ますので、やめられたほうがいいと。

福田委員長

経済活動ぐらいですか。

石澤委員

経済がつくと、やっぱり収益が出てこないと。

福田委員長

振興ですか。

石澤委員

総合森林業としての振興とか、そんな感じでやられたほうがいいのかと思うんですね。

佐藤委員

私は今の先生の意見、私は市場の確立でいいと思います。やはり今、求められているのは、これだけの森林県が、林業として自立しているとか収益の問題を含めて、就業者も含めて、総合的な市場なんですよ。その辺が確立というか、向かっていないという、高齢化も相まって、ですから、私はこれでいいと思います。

石澤委員

いや、現状の・・・

佐藤委員

いや、私の個人の意見ですから。

石澤委員

現状の林業の現状を見ると、とてもじゃないけれども、いくら早急に、これ長野県の林務部に聞いてもいいんですけども。すぐ、その市場性というところにつなげられるかということ、非常に難しいことで・・・

佐藤委員

いや、ですから、すみません。ですから、「目指すことを」となっているわけでしょう。

福田委員長

意図、これ書いたときの頭の中にあっただのは、もちろんこういった観光だとかを入れたりとか、ソフトの使い方、多角的なというのは一つあるだろうと。でも、もう一つに、例えば今、木材を使った、家もそうですし、環境で、例えばそういった端材とかも使って道路のチップにしたりとかというのもあるし、あと、やっぱりその木を見直していくというような使い方というのもあるかなと、生活、要するにある意味では市場なんですけれども、市場の確立だけ言ってしまうからまずいので、両方、意図はしているんです。だから、いろいろな

多方面に木というものを見直していく、そういった機会をやっぱり、間伐材も利用も含めて、それはきちんとした市場としてもあるし、だから両方、ソフト面、森に入れていって森の活用をしてという、広くそういうほかの産業、観光というのもセットですし、材としての市場というものもきちんと、エコだとか何とかとやっていったときに使い道あると思うので。それをやらないと、ちゃんと県民なり国民が目覚めて、その間伐材の使い方というのを考えないと、基本的に、今、農業界、林業に、この金融危機の中でもう一度一次産業を見直すといったきれいごとでなくて、マーケットというか、県民や国民がきちんとそれを使うということを意識しないと回らないから、それは啓発として、委員会も協力していきたいという話です。

石澤委員

林業としてしまうと、一つの産業になってしまって、それ市場の確立となると、これは現実論としては非常に難しいことになりますから。森林、材の市場の確立とか、そういう意味だったら話は別なんですけれども。ここに林産業とか、総合森林業となってしまうと、つまり産業としてはやっぱり自立が望ましいんですけども、日本の現状としては、とてもじゃないけれども、それを達成は、現状としては非常に難しいわけです。ただ、目指したとしても無理なことなんです。そんなことをいって、だから、非常に難しいことは、委員会としては提案してもいいのかなということで、先ほど申し上げたんです。

そしてもう一つ、委員長の話を聞くと、この総合森林業という意味は、観光とかそういうものを含めてのそういう産業ですね。

福田委員長

総合森林業はそうですね。

石澤委員

新しい産業活動ということなんですけれども。

福田委員長

総合森林業はそういう意味なんです。ただ、林産業となったときに、間伐材の利用というのはかなり意図しました。

石澤委員

だから、その林産材の市場の拡大とか、市場の創設というんだったら、これは話はわかるんですけども。

福田委員長

では、分けて書きます。林産業だから、林産材としてのその部分と、その森林産業、総合森林業のほうが先なんですけれども、そっちをやりながら、やっぱりこういった林産業として回る形での、その重要性もあると。それはやっぱり今の、今後、日本が、農業、林業をどうしていくかというものに立っていく中では必ず必要だとは思っているので。ちょっとそれをうまくまとめて、うまくかどうかちょっと考え直してまとめてみます。

石澤委員

使い分けてください。

福田委員長

使い分けます、両方。そこは両方書きたいです。ほかにございますか。

では、ないようならば、ここもザッとちょっと作文がかかわってくるので、とりあえずまた、あとはメールでのやりとりで、ちょっと「おわりに」はまたちょっとあとで議論させてください。これ先ほどの課題もあるので。

とりあえず、今後、これは今、やったんですけれども、修正をしてというのをメール作業にするか、それとも、もう一回開催するか。バーッと見たようなものを開催して、一応、もう一回開催するか。まずその部分、「おわりに」をちょっとあとにして、決める見交換させていただきたいと思うんですけども。

今、ちょっと先ほど、私、28日までにと行って、柳澤先生に言ってしまったんですけれども、そういうことは関係なしで、ちょっと私のスケジュールを優先して、それちょっと抜きで、もう一回開くとなれば、そういうことは別に必

要ないわけですから。今、とりあえず、柳澤先生と石澤先生も書いたものをいただいで・・・

石澤委員

28日と聞いたから、私、ちょっと出張でいないから、さっき慌ててつくりましたけれども。

福田委員長

すみません、今、ちょっともう提出いただいて、あと平松先生、河川のほうのとか、いろいろお願いしたのがあって、私も森林とかをちょっと大幅にということがあるんですけども。

もう一回開催する必要があるか、ないか、ここをちょっとご意見をいただきたいと思います。

松岡委員

私はないと思います。今、大分議論していただきましたので、まだあれば、30分延長してでもいいからここで議論をしておいて、お金もかかることだし、ちょっと県の財政を心配する必要がないと言われてしまいますけれども。

あとは、ここまでやってあればひっくり返るようなことはもうないので、意見を尊重した形で、事務局と委員長さんが文章を見ていただいて、おまとめいただくということでもいいと私は思います。

出席者一同

賛成です。

福田委員長

それですと、基本的に、では柳澤先生と平松先生、いつぐらいまでだったら・・・急がないと。

平松委員

でも2月に入ると、逆に全く時間がとれなくなってしまいますので。

福田委員長

1月30日金曜日は、1月30日締め切りにさせていただいて、では、私もちょっと28日の夜中までいないので、30日に書き上げまして、30日の金曜日、もしくはその土日に皆さんに、この間みたいにメールで一括して入れておきます。それで1週間ぐらいいただいて、2月の最初の週ですか、1週間ぐらいいただいて・・・30日締め切りで、31日の土曜日ぐらいには、もう皆さんに回します。これ土曜日、1月31日には回すということで。

それで、見ていただいて、最終意見なり、またチェックなりというのをいただいて、もう2月6日、ここをチェックするのも先生方、委員の皆さん忙しいということもあると思うんですけれども。例えば2月6日の金曜日、最終意見締め切りということで、それでそれが確定しましたら、9日の週には県のほう、知事、副知事に提出、私があくまで提出に上がることでよろしいでしょうか。

では、スケジュール的にももう1週間対応で、そのようにさせていただこうと思います。ということでよろしくお願いします。

最後を残す課題なんですけれども。「おわりに」、もうこれでさらっといい、これでいいという話か、それとも、まだいろいろ今後、ちょっと簡単にご説明いたします。13ページ、これ福江委員さんのほうからもいただいたことに共通するんですけれども。

国の基づく要綱に基づいて設置されて、全国一律です。それで、どちらかというと、国が定めた手法で踏襲するという形でなくて、どうしても手続き的な追認とかになりがちだったんですけども、そういった、また県行政と本委員会との間の議論はすることがなくて、こういったものを、意見を具申したものをどのように委員会としてやったことを県民に、県民というか、さらに課題とかいろいろあるものを伝えていったらいいのかという投げかけです。

それで、委員会も問われて、まさにこれ県民に逆に委員会の審議のあり方とか、そういうのも問われていいことですし、逆に長野県としては、全国に先駆けて進め方、開催時とか、まとめの形式、手法についてももう委員会独自で、事務局に我々は従ってということでは全然なくて、自立的にやっているという

中で、実践してきたということはあると思うんですけども。今後、広く示していくことを期待するという形で終えています。表現なり、もっと変えていくこと、また来年度はもっとこの辺でこういう工夫をしたらいいというようなことがあれば、言っていただければと思います。

それについては今というのではなくて、まさに30日締め切りでご意見をいただいてもいいと思うんですけども。

#### 佐藤委員

一ついいですか、ちょっとお伺いしたいんですが。真ん中の段落の、「したがって」というくだりが3行ありますよね。「今後は県民に対する委員会の公開や論議内容の説明のあり方についても、検討してゆかなければならない。」というふうに、ならないというふうになっていますけれども。これ傍聴できるようになっていますよね、この委員会。この辺のところの公開という意味、それから、論議内容の説明のあり方についても検討していかねばならないということは、どういうことをいわんとしているんですか。私、これ非常に難解だと思うんですよ。

だから、私は個人の意見ですけども、したがってというくだりは、僕は不要だと思います。こうした姿勢に基づきという、その次の段落まで、したがって、それをとると、一番上と一番下のところで私は続くと思いますけれども。現実に委員会が公開されておるという状況の中で、ここの真ん中の段落の3行の意味というのはどういうことなんでしょうかというのをちょっと、最終的には委員長さんにお任せいたしますけれども、ちょっと疑問なんです。

#### 福田委員長

どうしても、委員会で公開とかといっても、こういう委員会が公開されますとやっても、ほとんどの県民がやっぱりこの委員会の存在とか、あと開催されているというその日程とか、やっぱり知らないということがほとんどだと思うんです。私も千葉県にいながら全然わからないし、知らないし、聞こえてこないというのもあって、だからそのパイプ役というか、県としたら知らしていると、そういう席を設けています、ホームページに挙げていますというのがあ

るんですけれども。ホームページに掲載されているとか、こんなことがなされているということを知らないということが、やっぱりほとんどではないかなと。だから、そのパイプ役としてはだれが果たすんだらうというのがあったときに、委員会の公開という中では、積極的にもっと何か、こういう公開をやっています、こういった審議をきちんとやっていますということを、もっと周知する方法はないかという意味で、「検討」という言葉を使いました。

これちょっと千賀先生がさらにブラッシュアップしてビシッと書いていただいたので、私、そのものの言い回しではないんですけれども、基本的には変わっていないですね、そのようなちょっと意味があったんですね。

審議はしています、公開もされていますというのは事実なんですけれども。説明のあり方というのは、一番最初にありましたように、モニタリングということも含めてなんですけど、これ課題出しました。二者の、県と委員会のキャッチボールでまとめたその後、どうしたらいいんだらう、そのパイプ役としてもどうなんだらうという疑問の投げ方、やり方としても検討していこうと、必ずこれの結論を出すとかということではないんですけれども、課題の投げかけみたいなイメージをちょっと投げています。どうしても周知できない。

佐藤委員

それはそれでわかりましたけれども。

福田委員長

皆さんの意見を聞いて、ちょっとここは要らないんじゃないのということであれば、それも一つの意見ですし。

佐藤委員

あくまでも、私、委員としての意見ですから、全体で決めていただければ。

平松委員

ただ、思うんですが、この委員会、そもそもの位置づけというのは、当然公開なんだということで、その公開なのはそうなんだけれども、それをより広く

県民の人々に知ってもらうための方策について考えていく必要があるんだという言い方にすれば、いいんじゃないでしょうか。

だからマスコミもあれですよ。あまり関係ないところはどんどんこの委員会に出てきて報道するけれども、その審議内容はもうほとんど触れられていないとか、そういうのはやっぱりまずいですよね。

福田委員長

全然触れないんですよ。だから、そうなんです。去年から見て、金子先生の問題と、あと、浅川ダムのとといったときはワーストと来て、もうすごく、カメラも入ってすごいんですけども、こういう地味な審議をしているということすら何の報道もしてくれない。本当に感謝しています。

それで、私はそこにむしろ問題というよりも、あって、多分、欧米とかもそうなんですけれども、本当に地元紙とか、そういったことでやったときに財政の問題とか、そうやって広がっていくわけです、関心なり、問題の意識とかで、そこがはっきり一つにならなくても、こういうことがされているんだというのが、それが正しいかどうかとか、いろいろな意見なり、あれがされているんだということを、県民に知ってもらわなければ全然議論になっていかなくてというか、その書き方なんですけれども。

石澤委員

僕は、今回という文言が出てきたから、多分、そののところに、ちょっと考え方だと思うんですけども、言葉を少し選ばれるといいと思うんですけども。

福田委員長

そうですね。今、石澤先生おっしゃったように変えますけれども。あと1年の中で、また同じようなスタイルでやるにしても、本当に審議、委員会の中では、いろいろなやり方が深まっていくにしても、その先が、どうしたらいいのかというのが永遠の課題に置いてしまうのか、その中で検討していきたいというのはあるかなと。あと県のほうもかなり変わってくださっているんで、去年とかと比べたときのキャッチボールが。

#### 平松委員

だから、何か思うんですけれども、この委員会の意義というのは、だから、何か個々の不良債権に対して意見をたれるということではなくて、それもさることながら、そういう地道な試みをやっていると、そのための監視委員会だと。本当の目的は、それをいかに県民にまで進むまでアピールしというか、知ってもらって、それが最終的に、ひいては県への信頼とか、行政活動へのスムーズ化というところにつなげていっていただければ、私はこの委員会の意義というのがあるんじゃないかと思います。

#### 福田委員長

そうだと思います。私もまさにそれが役割りだと思っているんです。ただ、ここでブチッと、出しました、で終わってしまったというのがあるので、今年はこちらにしても、それがまた来年もその辺を意識してとかという中で、千賀先生も検討していかなければならないという言い方、検討していかなければならないと、必要があるだろうみたいなことでいいかもしれませんが、そこを意識しています。

まさにそうだと思うんです、住民に周知とかという中で、こうやって議論をしているんだとなると、1個、例えばドーンと事業が出てきたときに、県民の皆さんも、これだけの金額だということでの賛成、反対だということではなくて、こういったプロセスを踏んでやっているんだと。あと県のほうもいろいろ多角的にやっているんだけれども、こういう5年、10年と諮っていきながら、それをさらにまた第三者がチェックしてと、一応こういうサイクルにのっとった中で、それはそういうことをして、県の皆さん、どういう評価をしますかと思うんです、県民が、そこすら見えていないので。こういうシステムがあるということも知らない人が圧倒的だと思うんです、全国なんですけれども。

#### 松岡委員

自分でも、県のホームページ、あまりクリックしたことがないので申しわけないんですけれども。そういうところで、名前の公開はともかく、出された質

問に対する県からの答えとか、そういうものはあれなんですか、載っているんでしょうか。あのダムときは一字一句に近いような形で、相当恐ろしい形で載っていますけれども。

手塚技術管理室長

この委員会の公開の関係なんですが、その委員会の都度、議事録は県のホームページに載せてあります。それと、この委員会の開会、いつ開会しますということも、県のホームページのヘッドラインに載るように毎回なっております。

松岡委員

では見られるということですね。ちょっと時間差はあるけれども。

福田委員長

やはり関心があれば、いつ開催されるんだろうと、必ず。その関心があるとか、そういうのがあるということも知らないから、全く、アクセスしません。

松岡委員

相当好きな人でないと。

平松委員

ホームページに載せているから、それで公開したというふうに思うのもいがかかなと。というのは、別に県のホームページが悪いといっているのではなくて、これ大学のホームページもそうなんですよ。いろいろな情報が入っているんだけど、じっくり探しまくらないと、それが出てこない。これはやっぱりよろしくないですね。

だから、県の対外的にアピールすべき委員会の、あまたる委員会の中の一つだと思っんです、この委員会は。だから、何かそういうのをポーンと、ホームページを開いたら出てくるような仕掛けというのを何か考えていただきたいなと。これ県のほかの委員会でも言ったんだけど、そうしないと見ないですよ、これだれでも。

石澤委員

それやってしまうと、ヤツガタケになってしまうから。

平松委員

だから、でもメリハリというのは必要であって、その辺をぜひ考えていただきたいなと思いますよね。

福田委員長

あと、これは一番最初に、私、申し上げたんですけども、こうやって長野県で独自にやっているというようなことを、あとそれぞれ環境、景観、まちづくり、交通といろいろな先生方がいらっしゃる中で、例えばその再評価のあり方とか、計画から評価からのあり方とかというのは、どこの分野でも問われてくる部分だと思うので。一つ長野県の、これは県のほうでも許可をもらって、そういった評価のあり方とか県民との関係とか、そういったことを、またそれぞれの分野で論文なり、学会なりという形で投げかけていただいても私は大いにかまわないと思うんです、これ一つのあれとして。それはもう個々にされてかまわないと思うので、委員会に諮るということではなくて、そのときはもう県に諮って、長野、もうここまで改善しているけれども、まだこういう課題があるとか、いろいろなことを世の中に投げていっていいのかなと思います。

マスコミの方がいらっしゃるので言いにくいんですけども、マスコミを待っていても動かないと。これはもうかかわった人間たちとして、いろいろな方法があると思うので、大いに専門誌だろうが、マスコミ投稿だろうがやっていただいて、私は逆にいいと思います。一石を投じると、私はそう思っているんです。どうぞなさってくださいというか、そう思います。

では「おわりに」については、今いただいた中で表現を変えるということで。また、こういうことも書いたほうがいいのではないかというのがあれば、ご意見をください。最終的に2月6日・・・

石澤委員

委員長、ちょっと、最後にちょっと確認なんだけれども。先ほど平松さんの

天竜川のところ書き直すという話がありましたよね。それで管轄区域の移管という話がありましたよね。ここに地方分権の流れを先取りしてあるから、その内容というのは、要するに国から県への一括移管というような内容になるわけなのかどうか、ちょっと確認させてください。

平松委員

ちょっとそこまでは書けないですね。だから、その最終的にはどっちが握るかという話が好ましいんですけども。

石澤委員

県のほうが、それを覚悟してもらいたいのか、そういうこともあるんだけれども・・・逆移管ですか。

福田委員長

逆移管です。あの一部の上流について国がされるんだったら、それはもう国の事業として持って行って、逆移管です。だから地方分権として、そんなもたもたしてわからないものをやっていないか、逆移管で責任を持つということです。という私はイメージなんですけれども。

石澤委員

ああ、そうなんですか。それもこの地方分権の流れなのね。

福田委員長

もう強い姿勢を示すという、勝手なことを私は言っていますけれども。

石澤委員

逆移管ね。

福田委員長

そういう分断されて、ほとんどで一部ということであるならば、そういうの

もありだろうと。でも、県の方はどう考えているかわからないけれども、そういうのは多分、言いにくいんだったら、委員会としてはいいのではないかと。

平松委員

木に竹をつないだような施策はまずいという言い方はするつもりです。

石澤委員

それがわかるけれども、結局、どちら側が持つかということがかかわってくるから、ちょっとそこ心配ですね。

平松委員

常識では、普通考えると、上流だけ県というのもおかしな話で、それでなおかつ、諏訪湖にどれだけ流すことができるのかというのがかなり大きな問題になってくるので、下流域の。ということは、やっぱり水系移管の一番最初だということで、国なんです。国はどういうかわからないですけども。

福田委員長

それは、多分それがいいと思う・・・

石澤委員

でも、そうなると、県の予算が減ってしまうよね。

平松委員

だから、その予算が減るということで、長引かせるというのはいかがなものかということになりますから、その辺ちょっと文章を考えます。

福田委員長

ほかに、全体を通してございますか。ないようですと、ではスケジュール的にも内容的にも一応確定しましたので、最後、作業に向けて、皆様のご協力をいただきながら、まとめてまいりたいと思います。

福江委員さん、よろしいですか。特に環境面で書きたいとかというのはないですか、個人的に。あれば。

福江委員

ちょっと考えます。

福田委員長

それも含めて、個人意見があれば、また提出してください。

それでは一応審議が終わりましたので、事務局のほうに戻しますけれども。

#### 4 . その他

事務局（中山主任専門指導員）

ありがとうございました。それでは次第の4の「その他」でございますけれども、発言でございますでしょうか。事務局はいいですか。

それでは、ないようですので、本年度の委員会審議は今回が最終となりましたので、手塚技術管理室長よりごあいさつを申し上げます。

手塚技術管理室長

福田委員長さんを初め委員の皆様には、非常にお忙しい中、また例年に比べて今年は審議案件が多かったわけですがけれども、4回の委員会、また2回の現地調査、非常に熱心にご審議いただきまして、また本日は、最終的な意見書の提出のスケジュールまで決めていただきまして、大変ありがとうございました。

今後、委員会からのご意見を踏まえまして、最終的な県の対応方針を決定することになりますけれども、引き続き公共事業の透明性の確保、また適切かつ効率的な事業執行に努め、県民の期待にこたえてまいりたいと考えております。

また来年度も、委員の皆様には、平成21年度の再評価事業のご審議をお願いすることになりますけれども、引き続き忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございます

ございました。

## 5 . 閉 会

事務局（中山主任専門指導員）

以上で、平成20年度第4回長野県公共事業評価監視委員会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。